

1. 令和2年第5回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和2年12月9日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
14番	兼山 悌 孝	15番	尾村 忠 雄
16番	渡辺 友 三	17番	清水 敏 夫
18番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

13番 田代 はつ江

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	健康福祉部長	和 田 美江子
商工観光部長	可 児 俊 行	環境水道部長	猪 俣 浩 巳
教 育 次 長	佃 良 之	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 大坪 一久

議会議務局長 三島 栄志  
議会議務局長  
議会議務局長  
議会議務局長

議会議務局長 岩田 亨一  
議会議務局長  
議会議務局長  
議会議務局長

### ◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、13番 田代はつ江君であります。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日からの一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、9月の定例会にならい、議場内の人数を減らすため、約半数の議員においては、別室で一般質問を視聴することといたし、答弁する執行部におきましても、答弁に関係のある部長のみの出席といたしましたので、御理解をお願いいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、16番 渡辺友三君、17番 清水敏夫君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 田代まさよ君

○議長（山川直保君） それでは、3番 田代まさよ君の質問を許可します。

3番 田代まさよ君。

○3番（田代まさよ君） おはようございます。3番 田代まさよでございます。議長より発言のお許しをいただきましたので失礼いたします。私の粗相でマスクが外すに外せません。お聞き苦しいかと思いますが、今回はマスク着用でお許しをお願い申し上げます。

11月に郡上市で新型コロナウイルス感染者が報告されました。心よりお見舞いを申し上げます。既に退院されたということですが、大事に至らず本当にありがたく感謝申し上げます。

これからの季節も、新型コロナウイルス感染対策にはより一層気を引き締めなくてはなりません。郡

上市においては、コロナハラスメントなど決してしない、させないことと広報無線や広報誌で啓発をされておりますこと、本当にありがとうございます。

私たち郡上市議会においても、コロナハラスメントゼロで温かい郡上市を目指し、皆さんと共に頑張っている所存でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1つ目に、マイナンバーカードについてお尋ねいたします。

平成27年10月以降に通知カードから始まりましたマイナンバー制度におけるカードでございます。

マイナンバー制度とは、行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会の基盤となるもの、住民票を有する全ての方に1人1つの番号をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度となっております。

行政の効率化としまして、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報照会、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複など無駄が削減されるとあります。

公平・公正な社会の実現としまして、所得や他の行政サービスの需給状態を把握しやすくなるため、負担を不正に免れることや需給を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困った方にきめ細やかな支援を行うことができるとあります。

国民の利便性の向上としまして添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からのさまざまなサービスのお知らせなどが受け取れるとあります。などなど多くのことを言われており、国の方針としても多くの皆様にマイナンバーカードを作っていただきたいのではないのでしょうか。

しかし、市では人口の何パーセントの方がカードを作ってお見えになるのか、また、県全体や全国で見てもどのくらいのパーセントの人が作っておみえになるのか、お聞きします。

郡上市だけでなく、多くの自治体で発行数が少ないとお聞きしますが、なぜ皆さんがマイナンバーカードを作ろうとされないのでしょうか。メリットがないだけでなく、カードを作るとマイナンバーを他人に見られたら怖いとお聞きします。マイナンバーで預金金額や医療などのあらゆる情報を国から監視され、見透かされているようで作りたくないと言われる方もあります。カードを盗まれたら個人情報漏れないか心配、または作る必要があるのかわからない、必要がなければ作らないと、さまざまな不安や心配の声をお聞きしますが、市ではマイナンバーカードを推奨されているのでしょうか。また、この先どのような活用方法があるのでしょうか。担当部長にお尋ねいたします。

○議長（山川直保君） 田代まさよ君の質問に答弁を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それではお答えさせていただきます。

平成27年10月5日から始まった国のマイナンバー制度は、議員おっしゃったように住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して行政の効率化を図るとともに、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤であり、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人情報が同一の情報であることを確認するために活用されるものでございます。

菅総理が議長を務めますデジタルガバメント閣僚会議では、2023年3月末、令和4年度中でありましたが、ほとんどの住民がカードを保有するという目標を公表されたように、国も積極的に普及を行っているところでございます。

こうした中、郡上市のマイナンバーカードにつきましては、11月15日現在で申請枚数が8,002枚、申請率としましては19.3%です。また、交付枚数につきましては6,364枚で、交付率としては15.4%というふうになってございます。

月別の交付状況につきましては、月ごとに徐々に増えてまいりまして、令和2年8月には交付枚数400枚、月当たり400枚を超えまして交付率は上昇しているような状況でございます。

全国における平均申請率につきましては28.5%、そして、平均の交付率としては22.4%というふうになってございます。岐阜県における平均の申請率として23.5%、そして、平均の交付率としましては18.4%という数字になっております。近隣のほうの市のほうを見てみますと、関市でございますが、こちらが19.6%、そして、美濃市が17.6%というふうになっておりまして、郡上市の場合、美濃市よりは上回ってはいるんですが、関市と同程度というところで現在はあります。県全体と比較しましても4.2ポイント低いこととなりますので、全国と比較しましても9.2ポイント下回っているという状況でございます。

申請率が少ない理由としましては、今のところ、本人確認書類も運転免許証で足りているということとか、必ずマイナンバーカードの提示が必要な日常的な利活用が少ないことなどが考えられます。

安全性としましては、仮に裏面のマイナンバー、ここが書いてあるところを他人に見られたとしても、マイナンバーを使用した手続きについては顔写真付きの本人確認書類が必要なため、他人がマイナンバーを使って手続きすることはできません。さらに、マイナンバーの利用範囲や収集、保管などは法令で厳しく制限されており、個人情報を1か所に集めて管理する仕組みではないため、情報が芋づる式で漏れるようなことはありませんし、手続きを受け付ける行政職員だけがその手続きに限りアクセスすることが許されているものであり、不正なアクセスが行われないように第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督をしています。

また、カードを落とししたり、なくした場合は、24時間体制での一時利用停止をフリーダイヤルで受けつけており、他人には悪用できないような仕組みになっております。もし盗まれたとしまして、カードのICチップに記録されているものは氏名ですとか住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真などの情報でありまして、税金や年金などのプライバシーの高い情報は記録されておられません。その情報は、各行政機関で分散して管理をされているということです。今後、健康保険証として使えるようになって、健診結果ですとか、薬剤情報などはICチップの中には記録されないで、個人情報漏れるようなことはありません。

このように万全のセキュリティ対策がなされており、安全で安心なマイナンバーカードですので、市におきましても、今後とも広報誌、ホームページ等でわかりやすい説明を繰り返し行いながら取得を促進していきたいというふうに考えてございます。

また、新たな取り組みとして、平日の時間内にマイナンバーを受け取りに来られない方を対象にしまして、月1回の休日と、そして、時間外での受け取り窓口の開設と11月から本庁市民課と白鳥の振興事務所において実施をしております。

最後に、今後のマイナンバーカードの活用方法につきまして、今年9月から地域活性化策としてのマイナポイントの利用が始まっておりますけれども、これは予定ですが、令和3年3月、国民健康保険証としての利用、令和4年度からはハローワークカードとしての利用、その後、順次大学等における職員証、学生証への活用ですとか、年末調整や確定申告の手続きに必要となるデータの一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化、お薬手帳、運転経歴証明書、障害者手帳、いつでもどこでもスマートフォンを用いて公的個人認証サービスを利用できる環境の整備など、今後どんどん広がっていく予定でございます。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田代まさよ君。

○3番(田代まさよ君) 御丁寧な答弁ありがとうございます。

この先に作る必要があるのならば、今のうちに作っていただけるようもっとPRをしていただけるとよいと思います。そして、マイナポイントの付与ということもございまして、半年先まで延長されるということはどうなっておりますか。1点だけお願いいたします。

○議長(山川直保君) 答弁を求めます。

失礼、田代まさよ君、通告にございません質問は答えられません。

○3番(田代まさよ君) すみません。申し訳ないです。マイナンバーカードを作っていただけるよう努力をお願いいたします。

そして、マイナンバーカードがどのように市政にプラスされ、どのような方向性を目指している

のか、市長にお尋ねいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいま総務部長が説明をされましたように、このマイナンバーカードはいわば本人であることの証明、基本的な氏名であるとか、性別、生年月日、住所、そして、写真というような情報が入っているものでありまして、これから行政の手続きとかいうようなことで、今言われているオンライン化とか、紙ベースで直接役所へ出向かなければいけないというような状況を変革していくということについては、本当に一番のキーポイントになるものだというふうに思っております。

今、国を挙げてこれからの行政というようなものをデジタル化していくと、デジタルトランスフォーメーションというようなことが盛んに叫ばれております。英語の頭文字で言うとDXというふうに略称しているようですけれども、そうしたことを進めていく必要があるということで、国も近くデジタル庁というような専門の役所も設けて統一的に進めていこうということでもあります。

先日も私は東京へ別の用事で、岐阜県の過疎地域の要望に総務大臣のところへ何人かの市町村長さんと一緒にお邪魔をしたときに、大臣のほうから、本来の要望事項もお聞きをいただきましたが、岐阜県内のただいまのこのマイナンバーカードの交付率の一覧表を出されまして、督励を受けました。しっかりやってくれというようなことでございまして、いずれにしろ、これからの時代、私たちがなかなかこうしたことに慣れていないという面がありますけれども、そこを克服していけばいろんな利便性であるとか、そういうことが得られるんだろうというふうに思います。

また一方、先ほど総務部長が説明しましたように、国民の間には一抹のといえますか、何か非常に一元的にひもづけられたいろんな個人の情報がどこかに、もう全て丸見えになってしまうというような不安があるということなんですけれども、単なるマイナンバーカードそのものは先ほど申し上げましたような基本4情報等のカードでありますから、いわば個人の情報を開けるための合鍵にすぎないわけで、カードの中にいろんな情報が詰まっていたら拾われたら誰かに全ての情報を見られるとか、そういうものではないということの理解、それから、またこうしたものが進んでいくためには、政府、これは国、そして、私たち地方自治体に対する国民、住民の皆さんの信頼ということが非常に大事だろうというふうに思います。そうした信頼も作っていかねばいけないというふうに思っております。

これについての活用は、いろんな意味で国の制度、それから、自治体においては、例えば自治体の中には図書館の貸し出しカード、いわばこういうものを活用してやっているというところもあるようには聞いております。そういう自治体そのものが単独でこれを1つの本人確認の手段とするという活用の方法もあるようでございますので、そういったことも、郡上市も今後いろんな意味で検討し、その活用の幅を広げていくということが大事だろうというふうに思います。

ただ、例の特別定額給付金のときにマイナンバーカードを使ったオンライン申請ができますということがございました。しかし、実態は確かにこのマイナンバーカードを使ってオンラインで申請をしていただいたんですが、申請書そのものの確認に、例えば申請をされた方の世帯が打ち込まれたとおりのものであるかどうかというようなことは、また、こちらのほうで別途の資料でそういったことを確認していかなければいけないというようなことで、かえってマイナンバーによるオンライン申請が手間を食ってしまっただけということで、いくつかの自治体ではオンライン申請を取りやめにしたというような形で、単純にマイナンバーカードを使って申請をするということなんですけども、そのためにはさまざまな、やはり役所側でのそうした面の受け入れ体制ができていないと、必ずしも効率的、正確ということにならないと、貴重な教訓を得たことだというふうに思っております。

したがって、そういうことも含めて徐々にこれから整備をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、郡上市におきましても、このマイナンバーカードの取得を市民の皆さんに理解をいただきながら着実に進めていきたいというふうに思っています。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田代まさよ君。

○3番(田代まさよ君) 御答弁ありがとうございました。

せっかく国のほうでも進められておりますマイナンバー制度におけるマイナンバーカード、できれば目標を立てていただきまして、その目標に令和4年末までには到達できますよう私たちも努力をいたしますので、執行部のほうでも努力をよろしくお願い申し上げます。

2つ目の質問でございます。

小さく3つございます。

この先も新型コロナウイルスの感染者が発症したときに、医療従事者等が家族への感染の恐れなどがなく安心して働けるよう、市が既存の宿泊施設などを借りるなどして医療従事者などに提供するなどの配慮があるのでしょうか。自宅に帰ると家族などにうつしてしまわないかと心配される医療従事者も多いかと思えます。そのような方々が安心して働いてもらうためにも必要ではないでしょうか。

また、親が感染者または濃厚接触者となり、ほかに養育者がいないなどの状況におかれた子どもや核家族で親が感染者または濃厚接触者となったときに、子どもについて市はどのように子どもを保護されるのでしょうか。子どもを保護するために要する経費は支援されるのでしょうか。ひとり親の方々や子どもたちが不安にならないようにわかりやすく説明をお願いいたします。

最後に、少数での重症でない患者に対しては市も対応が可能とお聞きしておりますが、クラスターなどの発症した場合には対応ができるようになっているのでしょうか。そして、どのような対

応をされるのでしょうか。

以上3点をお聞きいたします。

○議長（山川直保君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、御質問にお答えをいたします。

岐阜県内でもなかなか感染者が収まらないところでございますが、そんなコロナ禍の中で医療従事者が安心して働ける体制についてといったところですが、11月末に市内でも2人の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しました。市民の皆様や医療関係者の方々は大変な御心配や御苦勞をされたと思います。一部を除き、多くの市民の皆様にはコロナハラスメント防止に努められ、冷静に行動していただくことができたのではないかとこのように思っております。

この時期はインフルエンザが流行することもあり、コロナの感染拡大とともに医療体制のひっ迫を心配しておりましたが、現時点では、インフルエンザの発症は少ない傾向にありまして、今後の状況を注視していくところです。

市におきましては、その対策として9月補正予算に計上させていただきました重症化リスクの高い高齢者や妊婦にインフルエンザワクチンの接種助成を拡大して対応してきました。各医療機関ではインフルエンザとコロナウイルスの同時流行期である中、院内感染のおそれがなく、安心して働くことができるようそれぞれの医療機関で感染防止対策を講じております。

また、郡上医師会を中心に、発熱時の受診の仕方の啓発のために番組を作成し、放送をしております。医療関係者で取り組みを進めているところであります。

なお、市では独自に医療関係者のための宿泊施設など借り上げることはしておりません。その対応については、それぞれの医療機関で行っていただいております。例えば市民病院では、コロナの感染が疑われる場合や万が一感染者を受け入れる場合は、防護服の着用などにより感染防止策を十分に取り対応をされているため、感染の可能性は低い状況にあるというふうに思っております。また、家族の感染を心配するような場合は、空室になっている医師住宅や看護師の官舎などを利用できるように配慮をしております。

2つ目の御質問であります。コロナが発生したときの子どもの一時預かりの体制ということですが、保護者が新型コロナウイルスに感染し、その子どもが保護者の濃厚接触者というふうになった場合、保健所の指示に従いましてPCR検査を受けることとなります。検査の結果待ちの期間や検査結果が陰性であったときは、基本的には自宅で待機するようになります。

こうした場合に、保護者のかわりに親族が子どもの養育や健康管理をすることになりますが、同居する家族に養育が可能な親族がいないなど、核家族のような場合は子どもたちだけで生活することは困難であります。そのような場合は、子どもの保護については子ども相談センターが運営しま

す一時保護所で一時保護を行うこと、また、児童養護施設等に子ども相談センターから一時保育委託を行うこと、また、児童養護施設等において実施される子育て短期支援事業を利用することなどが考えられます。また、子どもの症状などを踏まえて保護者の入院先の医療機関へ子どもの一時保護委託について相談することも考えられます。

しかし、このような対応は実際に受け入れる側の施設が原則として個室で対応をしたり、濃厚接触者とされた子どもとその他の子どもの対応職員を分けるなどして、適切な感染防止策を講じることが前提となります。

市におきましては、議員の御質問のような状況は発生していませんが、今後、そうした状況が発生した場合には、保健所や子ども相談支援センター等の関係機関と緊密な連携を図り、適切に対応したいというふうに考えております。

また、子どもを保護するために要する経費についてですが、子ども相談センターが行います一時保護所や児童養護施設等への一時保護については、県による措置でありますことから、市や当事者による負担は基本的には発生しないものというふうに考えております。

子育て短期支援事業の利用につきましては、市と保護者の負担になります。なお、子育て短期支援事業で利用する施設については、市内では児童養護施設であります合掌苑が対象になります。なお、こうしたケースについての相談状況ですが、中濃圏域を所管する中濃子ども相談センターに確認をしましたところ、相談受付は1件あったということで、この1件も親族が預かることができたということで、一時保護とはならず、実際に対応した件数は中濃圏域では現在のところ0件ということです。

あと、3つ目の御質問であります。クラスターの対応についてということですが、例えば新型コロナウイルス感染症の感染者が市内で複数発生し、クラスターとなってしまった場合、その対応につきましては、県の感染対策整備課を中心に圏域ごとの各保健所も協力しまして、対策チームにおいて行われていきます。

まず初めに、クラスター発生地域の所管の保健所がPCR検査などにより陽性者を特定いたします。その後、陽性者の感染経路と濃厚接触者を確定させるために、保健所において家族の状況、勤務先、立ち寄り先などを確認しまして、濃厚接触者と確定されますとPCR検査等を実施し、その後の対応を行うこととなります。

陽性者については、直ちに入院の措置を取るため、県において受け入れ医療機関が調整されまして入院していただくこととなります。入院先などにつきましては、市内のみで受け入れをされるのではなく、重症度に応じまして、中濃圏域あるいは県内全体の調整が行われていきます。オール岐阜の体制がとられていますので、クラスター発生により一時的に入院する人が増えても対応可能な状況であります。

また、濃厚接触者につきましてはPCR検査で陰性が確認されますと、2週間程度は自宅で経過を観察することになります。濃厚接触者が陰性確認後に症状が出現して再検査で陽性になるといったケースもありますので、この2週間の経過観察の期間というのは大変重要なものでございます。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田代まさよ君。

○3番(田代まさよ君) 御丁寧な答弁をありがとうございます。

医療従事者におかれましても、やはり不安があるとなかなか医療にも一生懸命になれないことがありますと思います。御家族もあることです。本当に対策をしっかりしていただき、出ないのが一番なんですけども、この先、不安のない医療体制をとっていただきますようお願いを申し上げます。

また、核家族などやひとり親の方のコロナ対策におきましても、子どもたちや親さんたちが本当に不安のないような暮らしができるよう万全の対策を取っていただきたいと思います。

クラスターにおきましても本当に出ないことが一番なんですけども、本当にいつ誰がなるのかわからないときでございます。この郡上市だけじゃなく北海道や大阪や本当に看護師さんの不足しているところも多くございますので、出ないのが一番と思いながら出てしまったときの対応を迅速に、冷静に行っていただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

少し時間を残してしまいましたが、私の質問は以上でございますので、以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で田代まさよ君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は10時15分を予定しています。

(午前10時06分)

---

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時15分)

---

#### ◇ 野田勝彦君

○議長(山川直保君) 9番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、大項目で2つ質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

第1点は、人にやさしいまちづくりという観点から、ベンチの問題を若干取り上げてみたいと思います。

ベンチがある風景、ちょっと皆さんイメージをしてみたいんですが、ベンチがあるということはここで休んでください、時間が止まる、ゆっくり流れる、そういう場所である。また、周りを見渡す場所でもある。いろんな意味で私はとても人間的と言いますか、優しい場所ではないかと思います。さて、郡上市にはそのベンチがどのように設置されているのか、私もつぶさにはまだ調べたことはないんですが、今日はそういう観点から伺いたいと思います。

公園や遊園地、あるいは観光地はどうしてもベンチの数が増えると言いますか、多いわけですが、それ以外ではなかなかベンチは必要ないかもしれませんし、また、目に掛かることもあまりありません。そこで、親子連れの家族や、あるいはお年寄りの方がちょっと休んでいただけるような、あるいは観光客の方にも座って何か買ったものを食べていただけるようなそんな場所もあるととてもいいと思うわけですが、郡上市には個人や事業者が設置されているベンチを除いて市で設置・管理しているベンチはどれほどあるのか、その現状をまず伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） それではお答えをいたします。

郡上市内でも町なか散策をする観光客が特に多い八幡市街地におけるベンチの設置状況ということでお答えをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市では、八幡市街地で町歩きを楽しむ観光客の方のためにくつろぎながら、そして、ゆっくりと町なか散策を楽しんでいただけるように市街地の主要な観光交流施設であります郡上八幡城下町プラザや郡上八幡旧庁舎記念館、そして郡上八幡駅、まちなみ交流館などや公園やポケットパーク等にベンチを設置しております。

それで、ベンチの構造というものでございますが、木製や金属製、コンクリート製など多種であるわけでございますが、観光施設の役割とその周辺の町並み景観等にも配慮しながら、主に施設を訪れる観光客の方の利用を目的に設置をさせていただいているというところでございます。

八幡の町なかには、宗祇水ややなか水のこみち、惣門橋ポケットパークなど、水辺空間というものがありますが、そのような空間にはその環境を感じていただきながら、町並みやそれを取り巻く景観にも配慮するために、主に木製のベンチを設置しております。また、郡上八幡駅でも駅舎の風情を損なわないために、木製のベンチを設置しているところであります。

郡上八幡城には四季を通じて多くの観光客が訪れますが、天守閣付近では史跡を保全し景観を守るという観点から、東屋等の建造物を新設してのベンチというものは設置することができません。このため設置可能な施設の周辺には耐久性の高いコンクリートや金属製のベンチ等を設置しておりますが、樹木に似せたしつらえにするなど、歴史的建造物との調和を心がけているところでござい

ます。

また、スイスのツェルマット研修で参考といたしました大人3人がゆったりと腰をかけることができる大型の木製ベンチ、こちらを八幡市街内でお城や河川景観などが楽しめるビューポイントに8か所設置をしているところであります。

このように観光施設の状況を踏まえ、観光客の皆さんがくつろぎながら町歩きを楽しんでいただくため、現在、八幡の市街地には194個のベンチを設置している状況であります。よろしくお願ひします。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 200近い数字ですから私の想像よりも多くて、広い市街ですからあちこちにおけばあまり目につかないかもしれませんが、それなりにやっぱり設置数はあるということだと思います。

木は腐っていきますし、金属は冷たいし、夏は暑うて座れんし、なかなか難しいとは思いますが、状況に応じて、あるいは場所に依じて、あまり大きなものも置けないところがあります。そして、町なかには城下町ですからなかなか空き地といえますか、置くスペースがございませんので大変難しいかと思いますが、商店さんなどと御協力をいただきながら、場合によってはその商店のコーmercialを入れてもらって、寄附という形で管理をしてもらおうとか、いろんな形で市街で休んでいただけるところもぜひとも作っていただきたい、そんなふうに思います。

どうかよろしくお願ひします。

2つ目にまいります、よろしくお願ひします。

2つ目は環境問題の施策をお尋ねしたい。4項目ほど準備しておりますが、プラスチックの問題が世界的にも、もちろん国内においても大きく取り上げられるようになりまして、一時は昨年来、郡上市はどうしてプラスチックを分別しないのと素朴な疑問が出てまいったんですが、今は大体皆さんに理解をいただいて、プラスチックを集めてもそのあとの処理がなかなか困難であると、費用もかかるということも含めながら御理解をいただいてきているのではないかと思います。スーパーに伺いましたら、レジ袋のマイバッグ率、自分で持っていらっしゃる率はもう9割ぐらいになっていると、非常に高い水準にまで来ているわけでありまして。それくらいプラスチックに対する意識は高まってきているというふうに思います。

4月以来、分別をやめて、プラの分別をやめて燃えるごみと一体化することになったわけですが、それによってごみの収集はどう変わってきたのかをまず伺いたいと思います。収集の量はさほど変わらんかもしれませんが、経費なども結構変わったのではないかと思います、その辺の変化はいかがでしょうか。

○議長（山川直保君） 答弁を求めます。

環境水道部長 猪俣浩巳君。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） 失礼いたします。

今年度の4月1日から実施いたしましたごみの出し方の変更に伴う可燃ごみの収集量と収集費及び燃焼費について、今年度10月末現在の数値を前年度と比較でお答えをさせていただきます。

可燃ごみの収集量につきましては、令和元年度が932.4トンで、2年度は966.4トンとなり、32トンの増となっております。ただし、令和元年度の包装プラごみの収集量が62.2トンあり、元年度の932.4トンに62.2トンを加えた994.6トンと比較しますと、28.2トンの減となります。

収集費につきましては、令和元年度は可燃ごみとプラごみの収集費が7,209万5,870円で、2年度は可燃ごみの収集費のみとなりますので、6,544万5,600円です。比較いたしますと665万270円の減額となります。

処理費につきましては、プラごみを可燃ごみに変更したことにより、大きく影響を受けます助燃材、灯油と電気の使用料の数値をもとに報告いたします。

灯油につきましては、令和元年度が79万2,844リットルで、2年度は73万4,534リットルとなり、5万8,310リットルの減少となりました。1トンのごみを焼却する際の助燃材、灯油の使用料は、令和元年度が114.8リットル、2年度が110.2リットルとなりまして、4.6リットル減少で4%の削減となっております。令和元年度ベースの灯油代金で換算をいたしますと、227万7,473円の減少となっております。

電気使用量、キロワットにつきましては、令和元年度が309万2,620キロワット、2年度が314万5,191キロワットとなり、5万2,571キロワットの増加となっておりますが、これは9月に焼却炉の2炉運転を実施したことによるものであります。

電気使用料につきましては、使用量は増えておりますが、単価が下がったということもありまして、231万2,969円の減額となっております。

以上が10月末現在の前年度と比較したものでございますのでよろしくお願いいたします。

（9番議員挙手）

○議長（山川直保君） 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） ありがとうございます。

収集の量も、もちろんその焼却費も、それから燃料代も減少しているということですので、この観点からみると大いに効果のあったというふうに見ることができると思います。やっぱり市民もプラスチックを出さないように、できるだけ可燃ごみも少なくするというそういう努力をこれからも重ねると思いますので、ひとつ削減に努力をしまいたいと思います。

次に、やがては風化するプラスチックは大変困りものではあるんですが、しかし、一方で非常に

有用な素材でもあります。軽くて、加工が楽で、あとは燃やすことができると、こんな素材はそうたくさんはない。しかも、それほど値段は張らないというわけです。ですから、これは急速に普及したのも当然と言えば当然なんですが、その象徴的なのは最も身近にあるレジ袋ではないかと思えます。

かつては買い物かごを腕にぶら下げて買い物に行くと覚えておりますが、やがてはこれが袋に変わり、プラが全盛になったわけであります。確かに買い物に行きますと便利ではありますが、買い物のたびに袋がついてきたわけですから、これがどんどんたまりまして、ちょっとなかなか捨てがたい私は、きれいに畳んで折り曲げて、レジ袋の中にレジ袋をこうやって入れていくんです。そうすると、大きなレジ袋の袋が幾つもできる。今でも私の家にはありますけども、こういう状況では、各家庭で膨大な量のレジ袋がたまっていくんじゃないかならうかと。早々に捨てられる方もあるかもしれませんが、そんなことを考えると、これはちょっと深刻になります。

しかし、あれは経年変化で劣化していきますと、微細にやぶれてしまうというか、壊れてしまうといえますか、本当にマイクロ状態になっていくわけです。それがやがては海に流れていくと。海洋マイクロプラスチックのもとになっていく。これはレジ袋ばかりではありません。その他、膨大な量がございます。このプラスチック全体を削減する運動が高まってきて、その中でのレジ袋は有料化という方向が出てまいったわけであります。

先ほど申しましたように、非常に高いレベルで今は自前の袋、マイバッグを持っていらっしゃる。こうしたことを考えると私たちに若きも随分変わってきたんだと思うし、また、変わらなきゃならんと思えます。

そこで次の質問に移りますが、昨今、家庭の家族構成は大きく人数が減ってきているものと想定されます。お年寄りお一人の方もいらっしゃるやろうし、御夫婦の高齢者の方のみの家庭もたくさんあるでしょうし、多くても三、四人まで、それ以上の世代をまたいだ多くの世帯というのは、多人数の世帯は本当に少なくなってきて言うと思えます。

そういう意味では、家庭から出るごみの量も随分減ってきているのではないかと思うんです。一週間たってもまだごみ袋がいっぱいにならんとか、そのような状況で、どうしても小さい袋を使うことになりがちなんです。この家庭でのごみ袋とレジで購入するレジ袋を兼用することはできないだろうかと。レジでどのみち有料で買うならば、そのお金に若干の市のごみ袋代を足してレジで販売をしていただこうと。それを持って帰って、家庭ではそのあとごみ袋として使う。焼却ごみとしてそのまま出せるわけです。これは、私はよくよく考えれば合理的な方法だと思うんですが、ある市民から提案されました。ぜひとも一遍、検討、研究をしてみたいと思うのであります。

お年寄りになりますと、ごみ袋いっぱい詰めて運ぶのは大変重いです。私の体力でも結構重く

て、体が傾くぐらいですから、どうしてもやっぱり小さい袋になりがちです。小の袋ならばちょうどレジ袋にいいのではないかと。その場合、当然ながら考えなきゃならんのは、あの黄色い袋のままではやや抵抗感がありますので、もっと格好いいレジ袋に変更して、色も変えたりして、工夫をすれば結構私ははやるのではないかと思うんですが。

ただ、幾つかのスーパーさんに伺いました。こんなふうにしたらご協力いただけますかって聞いてみたんです。そしたら、それはぜひとも協力をさせていただきますというところから、手間が増えるので、ちょっと計算も面倒くさくなるしとって二の足を踏まれるところも、結構温度差がございまして一律とはいかなかったんですが、ぜひ、市としてこれは検討し研究をしていただく余地はないだろうかと提案いたしますが、よろしくをお願いします。

○議長（山川直保君） 答弁を。

環境水道部長 猪俣浩巳君。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

郡上市の指定ごみ袋は、郡上市廃棄物収集用指定ごみ袋取扱店、または、自治会等への販売、それから、市役所窓口での直接販売で、10枚単位での販売となっております。これは、郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例におきまして、10枚単位での手数料設定としていること、それと、事務処理経費の削減の観点からというふうになっております。

議員御提案の市内のスーパーや小売店が1枚単位で販売をしていただくことは制度上は支障はございませんが、指定ごみ袋の一番小さい小の値段、26円になりますが、26円と市販のレジ袋の値段、約1から5円とを比較した場合に、市民がそれを必要とされるかにつきましては、多少疑問が残るところでございます。

郡上市の指定ごみ袋は、ごみ処理手数料の徴収を目的として販売しているもので、市民の皆様の御理解を得ながら、ごみを排出する袋として使用していただいております。市として、レジ袋の代用品として販売することは現在考えておりません。

郡上市におきましては、今年度から環境保全推進事業といたしまして、さまざまな取り組みを実施すべくプロジェクトチームを設置する中で、市が直接実施する事業や市民、事業者を巻き込んで実施する事業並びに市民、事業者がそれぞれの立場で自主的に取り組んでいただく環境づくりを進める施策を検討しております。

郡上市は、市民の皆さんと環境にやさしい人づくり、美しい水づくり、豊かな森づくりの3本柱で環境保全を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（9番議員挙手）

○議長（山川直保君） 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） あまり色よい御返答ではなかったんですが、長期的な観点で、これからもう

一遍検討をお願いいたしたいと思います。

3つ目ですが、先月、11月8日ですが、こういう環境シンポジウムがございました。私も参加させていただきましたが、高名なお二方の学者の方が、科学者の方が御登場されたんですが、その登場の仕方からちょっと度肝を抜かれまして、何かプロレスの試合の始まりではないかと思うような登場の仕方でしたけども。加えて話を伺いまして、また、さらに度肝を抜かれました。

どうしてかと申しますと、テーマは3つございまして、地球温暖化をどう考えるのか、それから、2つ目は海洋プラスチックとリサイクルの問題、今の問題です。それから、生物多様性の問題をどう見るのか。市として3つの問題があったんですが、端的に言いますと、これらの環境問題のいずれの分野、3つともだったと思いますが、深刻な問題提起はなかったと私は受け止めました。受け止め方が違とおっしゃる方もあるかもしれません。

いずれも、一部のところでこれを問題視したり、あるいは過剰にといいますか、過激に取り上げているという節を指摘はされました。本当に真剣な地球的問題としてこれを考えておられなかったのではないかと私は思います。

そして、我が郡上市はあたかも環境優良自治体のごとく表現でありまして、それでいいのと思っただのは、私の正直な感想でございます。

この当日のチラシの下の方には、青いところですが、私たちに何ができるのかというクエスチョンマークがついております。私たちはどうすればいいのか、どう考えてどうすればいいのかというのがどうもあまり伝わりにくかったのと私は思っておりますので、ここはひとつ、今まで市としてさまざまな分野で今も環境部長がおっしゃいましたように、そういう努力を続けてまいりましたので、その観点からすると、いささか私は物足りなさを感じたわけですが、ここはひとつ、市長さんのほうから改めて市の方針や市の取り組みや市民へのメッセージを私は聞きたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山川直保君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

11月8日に、ただいま御紹介のあったシンポジウムをやったわけでございますが、正直申し上げまして、私も同じような感じを持ちました。

私が当初ステージに上がって市民の皆さんに呼びかけたことは、さあ、今日から環境問題というものに取り組みましょうと、今日はキックオフですという呼びかけをして、いずれにしる、そうした地球温暖化の問題にしる、海洋プラスチックの問題にしる、あるいは生物多様性の問題にしる、しっかりやりましょうというメッセージを両学者からいただければというふうに思っておったんですが、確かにややと言いますか、私も正直言って当惑するというか、困惑するような発言もあった

ことは事実でございます。

ただ、お二人とも博士号を持つ、それぞれ工学博士、あるいは理学博士ということで、御自身の学問的研究の中でそれなりにお話をくださったことであり、そういう意味からすると、確かに御当地へ来ていただいて、ややリップサービスのなところもあったのかとは思っておりますが、市民の皆さんは、確かに環境問題というのはなかなか学問的な面からも問題はいろいろあるんだという理解をしていただいたかというふうに思います。

ちなみに、例えば私もこの間、今回、こういう御質問が出るということもあって、東京へ行ったときに新幹線の車内でいつも販売されたりしております、こういう某雑誌がございます。Wedge、ウェッジという雑誌がございますが、この中に脱炭素とエネルギー、日本の突破口を示そうということで特集が組まれているので、こういうものを読みましたが、例えば先ほどの地球温暖化の問題、これは人間活動に起因して今日の地球温暖化という問題が出ているのかどうかということについて、本来は科学的に決定されるべきような事項、主義主張とか、そういうこととは別にといい感じがいたしますが、例えば2018年の米国のギャラップ社というところのアメリカ国民に対する調査では、今の人類の活動が今の地球温暖化に影響をしているんだというふうに答えた人が、アメリカでは、民主党の支持者は89%がそうだというふうに答えたけれども、共和党の支持者はそうだと答えた人は35%しかいなかったというようなことが書いてありました。それで、これは両方とも、どちらも学者がそれぞれいっちゃっていろんなことを議論されているということでありまして、この間のシンポジウムでも、武田先生は地球のそういう温度については地球自身に1つの周期があるというお話はされました。しかし、あまり突っ込んで、今のそういう人類の、例えばCO<sub>2</sub>の排出というようなものが全く関係ないとまでもおっしゃいませんでした。ただ、地球には温暖化、あるいは寒冷化というような1つのサイクルがあるんだというお話をされたので、あまり今の温暖化そのものにCO<sub>2</sub>を削減しないと大変なことになりますというお話はされなかったように思いました。

そういうようなことで、ちょっと私も、確かにこういう環境問題というのは奥が深いという思いはいたしましたし、市民の皆さんも、あの日、シンポジウムの1つの趣旨が、環境問題といっても眉毛を釣り上げて、まなじりを決してやろうということではなくて、やれることを楽しく、しかし、かつ真面目にやっていきましょうというメッセージを送りたかったという意味からすれば、それなりに受け止めていただいたのではないかと考えております。

ただ、確かにこちらが、ちょっと私もお願いしたいと思っている話とは違って、そういう意味の切迫感とか、あるいは危機感というようなものを、その市民の皆さんに煽っていくという感じでもなかったと。それは、しかし学者のそれぞれの見識でお話をされたんだろうというふうに思っています。

しかし、そういうことではありますが、かといって私は地球温暖化の問題にしる、海洋プラスチックの問題にしる、あるいは食品ロスの削減の問題にしる、市民の皆さんが一つ一つ日常の行為の積み重ねの中でやれることを着実にやっていきたいというふうに思っております。

そういう意味では、先ほど環境水道部長が申し上げましたが、今、郡上市としては、副市長をキャップにこうした環境問題に取り組むプロジェクトチームを作っておりますし、環境水道部も今年度は食品ロスの削減問題、こういうものの取っかかりを作って、先ほどおっしゃった、今、コロナで自由にやれておりませんが、市内の飲食業者の皆さんに食べ残しのないようにというような形の工夫をしてもらい、そして、市民の皆さんにも食べきり運動というのをやっていただいて、一定のポイントがたまったらすてきなデザインのエコバッグを差し上げますという形で、今、エコバッグの選定といたしますか、そういうようなものをモニターを募ってやっているというようなことで一つ一つやっておりますので、あのシンポジウムはそういう問題を自分の頭で深く考える1つのきっかけになればというふうに思っております。

今後、やはりそうした食べきりであるとか、今、検討の中で、例えば非常に私たちの身近の問題として、冷蔵庫の中の食品というのが非常に奥のほうに古い食品が詰まってしまって、それがあるとき相当大量に食べないで廃棄をするというような問題もあるというようなことで、身近な冷蔵庫のそうした整理といたしますか、そういうようなことも主婦感覚とか、生活感覚でやっていこうとか、こんなような取り組みも進めていきたいと。

いずれにしる、シンポジウムでのメッセージがなにもやらなくていいんだということではなくて、いろいろ、確かに環境問題というのはふかいところがあるという点を受け止めていただいて、市民の皆さんとしてはできることを個人で、家族で、地域で、皆でやっていきたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 全く私もその通りだと思っております。市民がそれぞれの立場でそれぞれのできることをみんなで努力をしていくという意識はとても原点になるのではなかろうかと思っております。

そういう意味を込めて、次に4つ目の質問でございますが、去る3月議会で、私は郡上市も気候非常事態宣言を発したらどうかと提案をさせていただきました。その後、どうなっているのかちょっとわかりませんが、改めて今回この機会に私はそれを提案したいと思います。

御承知のように、長野県の白馬村の一高校生が提起した気候非常事態宣言が白馬村の議会を動かし、長野県を動かし、そして、いまや国会も動かしていったと。11月19日と20日、衆議院と参議院でそれぞれ国会が超党派の全会一致で気候非常事態宣言を発したわけです。これは、私はあの国会で——あのというのは失礼なんです、あの国会で、超党派で全会一致で決議をするということは

大変な事態だと私は思うんです。

そういう意味で、実は今、全国では170の自治体が同様の決議、あるいはゼロカーボン宣言をしているわけです。3月、私が提案したときにはまだほとんどなかったです。そういう意味で、私は先頭をきってやっていただきたかった。財政的な何ら大きな負担があるわけではないし、市民に対する1つのメッセージとして、あるいは市内の事業者に対するメッセージとして、私は必要かつ効果的なことではないかと思っておるわけです。

宣言をしたからといって温暖化が止まるわけでもないし、プラが減るわけでもないでしょうけども、しかし、市民がそれぞれのできる立場で一生懸命協力し合いましょうという意識はここから始まるのではないかと私は思うんです。

先月の国会の議決が次のように言っていますので、ちょっとお聞きいただきたいと思います。申し訳ございませんが。これは宣言の内容であります。「地球温暖化問題は、もはや気候変動の域を超え、気候危機の状況に立ちいつている。この認識を世界と共有する」。そして、こうも付け加えています。「国際社会の名誉ある一員として、ふさわしい取り組みを国を挙げて実践する。ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する」。格調高いと思いますと同時に、幾度となく化石賞をもらった日本の国会としては画期的な表現ではないかと私は思います。

そういう意味で、再び郡上市の気候非常事態宣言を期待いたします。もう一つ、つけ加えるならば、市民の中にもそういう強い願いがあるということもつけ加えさせていただきます。市長さんの御見解をお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、お話がありましたように、この問題は前々から心配もされていることでもありますし、また、ここへきて、いわゆる気候が大変だと。したがって、それに対処する面からの脱炭素といいますか、あるいはゼロカーボンとか、カーボンニュートラルとかというようなことでの動きも急速に大きな流れになっております。

特に10月26日だったのでしょうか、新しい総理大臣になられました菅総理の所信表明の中でも2050年までに実質的にゼロカーボンを実現するというふうに、なかなかそこまで、これまで期限を切っで表明はしてこなかったわけですが、思い切った表明をされたということだと思います。

そういうことで、その方向を郡上市としても、郡上市のできることをやっていくということは非常に大切なことだというふうに思っていますが、今、菅総理大臣の所信表明でもその方向は示されましたが、それをいかにしてやっていくかということについては、まだまだこれからです。その宣言をした、表明をしたということ自身にも価値があるという評価はできると思いますが、例えば郡上市が、気候が大変だと、大変だという宣言とそれが危機的宣言だということと、しからば郡上市民として何をやっていくべきか、何をやっていきたいと思いますという呼びかけの内容と2つの部面から

なると思いますけれども、郡上市としてその辺のところを、例えば違う側面から言うと、市民の皆さんからいわゆるゼロカーボンシティとかっていう宣言をしてほしいというような話がありましたが、そのゼロカーボンシティというものは郡上市にとってどういう努力を要請されるものかというようなあたりのところってというのは、例えばですが郡上市のCO<sub>2</sub>の排出量はどれぐらいで、それを片一方では吸収量はどれぐらいかというようなことも、おおよそのそうしたフレームというようなものもある程度検討をつけて市民に呼びかけたいと私は思っております。

例えば環境省のほうで示しておりますけれども、地方公共団体ごとのCO<sub>2</sub>の排出量の大きな試算を出しております。それを見ますと、2017年度で郡上市のCO<sub>2</sub>の排出量は33万7,370CO<sub>2</sub>トンという形で試算がされておりますが、片一方で結局実質ゼロということは、それでは地域に吸収力がどれだけ、吸収源というものがどれだけあるかということなんです、林務課のほうに郡上市の持っている森林の吸収力というのはどれくらいあるかということで試算をしてもらったものでは、私の予想とははるかに違ひまして、26万5,505トンという試算ということで、現況の中で90%山を持っている郡上市でも、みずから排出している炭酸ガスの量と吸収できるものは、吸収量は80%ほどに過ぎないと。もし、仮にこの数字が正しいとすると、ただ排出は、いわゆる産業部門、それから、例えば運輸という形で、自動車がまき散らしているCO<sub>2</sub>、これがほぼ30%以上あるとか、そういう構成量からするとどこに焦点を当てて努力をしていくかという問題、そういうことも、宣言はしたけれどもそのへんのところがさっぱりわからないということでは、やや心もとないと思ひまして、少し勉強の時間をいただければというふうに思ひます。

ちなみに、環境省の試算によりますと、郡上市で一般廃棄物の焼却等から出てくるCO<sub>2</sub>の量は全体のCO<sub>2</sub>の量の2%であるということですから、ここでいろいろと、先ほどのレジ袋の問題とか、いろんなことをやっても、ここで全体に及ぼす効果というのは非常に限定的なものだと。むしろ、使っている電気の構成であるとか、自動車の燃料が何を使って走っているとか、そういう技術革新とか、郡上市だけではなかなかできないものも今後イノベーションしていかないと、郡上市としての地域のゼロカーボンというのはなかなか難しいというような問題も認識をしながら、私はしっかり市民とともに取り組んでいきたいというふうに思ひます。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 丁寧な御説明ありがとうございました。時間もまいりましたので、将来に期待をしまして終わります。ありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で野田勝彦君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前10時56分)

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

---

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君の質問を許可いたします。

6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） 6番 三島でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からの本日の一般質問は、郡上ケーブルテレビ光化のこれからについてということであります。1点のみでいきます。

平成30年度に郡上ケーブルテレビを光化にするということで工事が始まりました。当初3年計画でということが進められておりますが、今年度3年目になりまして、今年度の3月が完成予定となっております。いろいろな状況をお聞きしてまいったところ、郡上ケーブルテレビの光化工事というのは、幹線を光化するのもちろんですが、一番の大きな工事は各家庭の1本1本光ケーブルを導入する工事だと思っております。

今年、このコロナの影響によって、コロナ禍によって各家庭への訪問の工事を自粛するようということ、工事が3週間ほどストップしたということを知っております。そのことを含めて、現在、この光化工事の進捗状況をお聞きしたいと思いますのでお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 三島一貴君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それではお答えを申し上げます。

郡上ケーブルテレビ光化更新工事につきましては、平成30年9月10日から令和3年3月19日までを工期として実施しております。

平成30年度は主に核となりますセンター設備の整備を行い、昨年度から今年度にかけては光幹線の整備や各家庭の引き込み工事、宅内工事などを進めているところでございます。

宅内工事につきましては、昨年10月以降、大和地域から施工を開始しておりますが、御指摘のとおり、岐阜県にも新型コロナウイルス感染症の非常事態が出されまして、本年の4月10日から解除されました5月18日までの間につきましては、感染防止を徹底するため、宅内工事は原則中止とすることとして事業者へ指示をいたしました。

工事の進捗ですけれども、こういった中断もありましたが、本年11月18日現在では、センター設備及び幹線工事では99%、宅内工事では90%、旧幹線ケーブルの撤去が必要になりますけれども、

そちらについては今やっております41%となっています。全体としますと約86%でございます、今後、特段の支障事故が発生しなければ何とか工期内には完成できるものと考えております。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) このことですが、本当にコロナ感染症の影響が大きいことですので、工事業者ともしっかりと話していただいて、工期の延長も含めてしっかりと対応していただければと思いますのでよろしく願いをいたします。

次の質問に入ります。

ここ数年のケーブルテレビの加入者の推移とインターネット契約者の現状はという質問をさせていただきますが、まず先に郡上ケーブルテレビ、皆さんは御存じだと思いますが、郡上市には郡上ケーブルテレビというものをしておりますが、郡上ケーブルテレビの開設前に八幡の市街地においては民間事業者がやられているということにして、郡上ケーブルテレビのエリアは八幡の町なかを除いたエリアとなっております。今回の質問も、郡上ケーブルテレビのエリア内での質問となりますので御了承お願いしたいと思います。

3番、4番に引き続き、関係する前に、先にこの数値のデータを知りたいと思います。今のケーブルテレビの加入者の推移とインターネットの契約者数を教えていただきたいと思います。

○議長(山川直保君) 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) お手元の資料をごらんいただきたいと思いますが、郡上ケーブルテレビの年度別加入者数につきましては、まず、テレビのほうですが、平成25年度末9,796人、平成26年度末9,707人、平成27年度末9,620人、平成28年度末9,596人、平成29年度末9,531人、平成30年度末9,428人、令和元年度末9,294人となっております。このようにテレビにつきましては、競合他社への乗りかえもあると思いますが、おおむね人口の減少に比例して加入者数も減少しているものと考えております。

次に、インターネットですが、年度別加入者数は、平成25年度末が4,749人、平成26年度末4,432人、平成27年度末は4,402人、平成28年度末は4,480人、平成29年度末は4,502人、平成30年度末は4,488人、令和元年度末は4,415人となっております。このようにインターネットについても、競合他社への乗りかえやスマホの普及による減少もあると思われませんが、新規加入もありますので、平成27年度以降はテレビに比べて減少率が低く、また、前年度から増加している年も見られます。

なお、2枚目のテレビ、インターネット、それぞれの年度ごとの新規加入と脱退のグラフがありますけれども、その差が1枚目の年度ごとの増減数として反映されておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) データの依頼をかけた上で、このように集計を取っていただきましてありがとうございました。

この一般質問を今日当たるに当たっては、やっぱりこれからの郡上ケーブルテレビは大丈夫なのかという形で質問を作らせていただきました。今回の推移に関しては事前調査もせずに今日ガチンコで聞かさせてもらいましたが、やはりこのデータを見ますと、僕が一番心配しているのになっているのではないかと考えております。

今は答弁の中に、説明の中に人口減少という言葉もございましたが、まず最初の1枚目の話でいきますと、テレビ、インターネットの加入者、黄色い帯のところは、これは人の数だと思うんですが、令和元年度末でテレビは9,294人、インターネットは4,415人だと思うんですけど、その下、人口は4万882人、テレビやインターネットの契約って世帯なんです。人口が減ってはおりますが、1人で住んでおられる方が亡くなられた場合はもちろんテレビや契約は解約されると思いますが、世帯でありますので、人口が1人減っても、その世帯の中で見れば解約にはならないということで、ちょっとこの読み方を見ておると、やはり人口の増減率といくと比例しているように見えますけど、実質は違うんじゃないのかというふうに思います。

また、2枚目のこのデータも、これは3番のほうで、次の質問で説明をさせていただきたいと思いますが、やはりこうやって脱退の数字を見ますと、特にインターネットですと大きな山もございますし、テレビのほうも増えているという、もちろん新規加入があります。事前にですね、新規加入というのは、大体、家を新築されたとか、そういった方が多いと思って、これは固定資産税のほうの関係で聞きました。大体、郡上市って毎年どれぐらいの新築数があるんですかって確認したら、平均すると約100軒ぐらい建ってみえたんです。新規の加入、テレビの加入だと100件以上あるもんですから、また、この数字の見方というのはどうなってくるのかと大変興味のあることですので今後調べていきたいと思いますが、こういったデータを手元におきながら、次の質問に入らせていただきます。

3番目には、民間事業者のサービスの影響は、加入料の考え方はという形で書いていますが、郡上ケーブルテレビが光化する前には民間事業者が1社、先ほど言いました郡上市の中でいくと白鳥町が光サービスを開始されました。もう1個は八幡町の町なかで開始をされておりました。こちらは郡上ケーブルテレビのエリア外ということなので除かせていただきますが、そして、タイミング悪く郡上市がケーブルテレビを光化すると発表して工事を始めた途端、またもう1社、民間事業者が市内で光通信のサービスを始められました。そういったこととの関係で、郡上ケーブルテレビとしての影響はという質問をさせていただきましたが、今のデータでいきますと、これがもろに、こ

れで全てがわかりました。

2枚目の右側のインターネット新規脱退の推移という表を見ていただきますと、まず、オレンジの線が脱退数だと書いてありますが、いきなりドンッと618脱退数がございまして。これは平成26年。先ほど言いましたケーブルテレビが光化になる前に白鳥町でサービスを始めた民間事業者の影響だと思っております。それで、平成30年に光化工事を始めて、また民間事業者が1社入ってこられたということで、やはり同じように、一番うしろ、ここに466人の脱退者がおります。これが民間事業者の開設の影響だということがこの数値でわかると思います。

また、今日ひとつパネルを作ってまいりましたので、これを。

これは議員のほうには手元に資料として配布してありますので、そちらをごらんください。

これは今現在、郡上ケーブルテレビの加入に基づいたものでございます。

まず、郡上ケーブルテレビ光化工事後の場合の一般加入者の場合ですが、インターネットの加入料、これは、現時点、郡上ケーブルテレビに加入をしておいて、テレビしか見られていない方、追加でインターネットを申し込みたいという方は加入料は1万円かかります。また、インターネットをするための工事料、宅内の工事がありまして、それが1万8,000円かかるそうです。

例えば郡上ケーブルテレビに加入をしていない方、その方には、まず、郡上ケーブルテレビに加入をしていただかなければなりません。まず、加入料が6万円。今度、ケーブルテレビの工事費に3万円かかるそうであります。

その下にいきますと、加入者がインターネットを契約する場合は、先ほどケーブルテレビに加入しておる方がインターネットを追加する場合は合計で初期費用2万8,000円。郡上ケーブルテレビに加入をしていない方、その方はケーブルテレビの加入料プラスインターネットの加入料ダブルでかかってきますので11万8,000円かかります。

今度、月々の固定費用にいきます。ケーブルテレビでいきますと、テレビが基本チャンネル料として月1,500円。インターネット、インターネットにはさまざまな種類があります。今回は一番高い1ギガコースというコースで計算をしておりますが、それが6,500円。そして、電話のほうも郡上ケーブルテレビが用意しております。光電話のほうを用意しております、ケーブルラインが1,290円。そうすると、一般加入者の場合は9,290円、月額かかる形となっております。ちょっとこの数字を覚えていただきまして。

それで、今の郡上市に介入してきました民間事業者の場合でございます。

契約にも応じていろいろあるんですが、また、長期契約といひまして、2年、3年を長期で契約するという条件を含めれば、先ほど言いました郡上ケーブルテレビが11万8,000円かかる場合ですけど、民間事業者の場合はほぼゼロとは言いませんけど、数万円でインターネットとテレビを見ることができるとございまして。月々費用におかれましても、ケーブルテレビですと9,290円です。

たが、民間事業者の場合ですと大体半額の費用で月々インターネット、テレビ、電話までサービスをしているというのがここ最近の現状であります。

そんな中、私の周りでいろいろな話を聞いておりますと、まずはIターン、Uターン、Jターンの方、もしくは移住者の方、そろそろ郡上市に帰りたい、郡上市に行きたい、郡上市に住んで、今は必ずネットは必要です。ネットをどうしようかといったときに今の壁にぶち当たるんです。郡上ケーブルテレビでしたら11万8,000円もかかる。でも、民間事業者だったらほぼ安い金額でできる。月々も全然違う。それなら民間事業者にしようかな。

また、今は実家に住んでいまして、親と一緒に住んでいます。結婚されて若い方たちが家を新築されるんです。家から親と離れて、自分たちの家を建てて暮らす。さて、そうするとインターネット、テレビが必要です。どうしようかな。先ほど言った壁にぶち当たるんです。家を建てるのに精いっぱいであるから、こんな初期費用はよう払わんな。そんなことで安い民間事業者のほうへ流れている。そんなことを多くお話を聞いております。

そんな中で、もちろん加入料というものは郡上市のも条例で定めておりまして、決めておるところでもあります。しかしながら、こういった壁が目の前に迫っております。こういったことに対して、市としてはどのようにして考えてみえるのか、今日は質問をさせていただきますのでお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 市内におきましては、複数の通信事業者がインターネットサービスを提供されていますが、平成31年2月ごろからは、御指摘のとおり新たに大手事業者の参入がありまして、主に八幡町、大和町、白鳥町、高鷲町地域で積極的な勧誘が行われておりまして、インターネットやテレビ、また、電話のサービスも提供されているようです。

大手事業者参入に伴う郡上ケーブルテレビの加入者への影響につきましては、当該大手事業者が加入促進キャンペーンを開始されたと思われまして昨年の2月から本年10月までの21か月間で、当該事業者への乗りかえと確実に判断できるものは、テレビで112件、インターネットで121件と思っております。この数はこれまで以上に加入者の減少に大きな影響を与えるものと認識しておりますし、御指摘のとおりです。

また、御指摘のとおり、郡上ケーブルテレビの加入料や引き込み工事費、宅内工事費は、加入者に御負担いただくことが条例で定められておりますが、加入料につきましては、指定管理者が条例の範囲内で市長の承認を得て定めることが可能であること、また、引き込み工事費及び宅内工事費についても、市長が特に必要と認めるときは工事の費用の一部、または全部を市が負担することができるものとしており、他社の参入に対し柔軟な対応ができるよう平成30年の9月に光化事業に係

る諸規定の整備の際に合わせまして改正をしたところでございます。

郡上ケーブルテレビでは、それをもとに昨年8月から10月の期間において、新規加入促進者キャンペーンを実施しました。新規加入料についてテレビを半額、インターネットは無料、また、引き込み工事費も無料として加入促進を行い、期間中には57件の申し込みをいただきました。

今後も競合他社の市内における動向ですとか、他市のケーブルテレビ局における競合他社の参入への対策状況など、アンテナを広げて情報を収集しながら、加入料をはじめとする初期費用や月額利用料につきましても検討していきたいと考えております。

なお、市が整備をさせていただいた関係で、これまでの加入者との平等性、公平性であるとか、また今後の、今回もケーブル光化にするに当たって、基金を積み立てて、それを活用して事業を行っているということも考えていますが、そういうこともございますので、やはりある程度の大手に対抗してずっとゼロにしてしまう、近い数字にしてしまうとか、そういったことはなかなか難しいというふうに考えております。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) 答弁の中でありましたように、民間事業者に対抗して価格勝負をすればいいというものではないと僕も思っております。安くしてたくさん加入者を、それは民間事業者の考え方であって、やはりこれは公共のものだということの考えを貫いていただきまして、それはそれで大事だと思っておりますが、ただ、やはり民間事業に流れているのは正直現実であります。

安くして、月々の費用も安くして施設の運営ができなければ、経営ができなければ、それでもはや破綻ということもありますが、このあたりをしっかりと考えていただきまして、何とか、全て奪うわけではありませんけど、ケーブルテレビの加入者が維持できるということをお願いをしたいですが、このことにつきまして、次の質問も続きますので、続かささせていただきますが。

やはり、ここで今後の光の活用方法という形で質問を出しておりますが、今の話でもありますように、やはり加入者がたくさんおるからこそいろんなサービスができていきますし、やはり公共サービスということで、公共サービスをしっかり出すのであれば加入者がしっかり加入していなければならないというのが現状だと思っております。

そして、この郡上ケーブルテレビの光化ですけど、光化というのは光にすることが目的ではなくて、これは過程であって、この光をどうこれから活用していくのかということが一番大事だと考えて思っておりますので、このことに対して質問をさせていただきますが、この光というのは、今までのインターネットで高速通信のインターネットもございましたが、片方だけの高速なんです。光にすると双方向早くなる。

これはちょっと簡単に説明させていただきますと、ケーブルテレビも光化になる前そうだったん

ですが、皆さん、インターネットを見ますよね。そのときに見るといって、インターネットをパソコンの画面に表示するという事は、向こうから情報を取り出すんです。向こうから情報が来る。それが高速だったからインターネットが快適に見れた。これが今までのインターネットだったんです。

しかし、光になりまして、双方向は早くなります。今までのときは、来るだけが早くて、こっちから送る場合は大変遅かったんです。10分の1ぐらいのスピードだったんです。100で来るもんやったら1ぐらいでしか送れなかったというのが現状なんです。光になりますと双方向早くなるもんですから、来るのも送るのも全く同じスピードぐらい速いというところで、やはりこういった光を活用するに当たっては、双方向早いもんですから、今までのインターネットは情報を得とただけですけど、こちらから送ることができます。大きなデータを送信することができます。これに基づいて今のテレワーク、企業等は光を大事にしているんです。都市部だけじゃなく、地方でも仕事ができるというのはそういうことなんです。地方へ行って、光のインターネットさえあれば、場所を選ばずにインターネットで物を送信するという、データを送信できれば場所を問わずにできる。これが光のよさでありますし、また、映像のやり取りもできます。過去の一般質問で鳥獣被害のときに質問をさせていただきました。例えばわなにカメラを仕掛けるんです。そうすると、そのわなを遠隔で市役所において、そのわな、例えばここは八幡町ですね。白鳥町にわなを仕掛けて、そこに監視カメラをつけます。わなを監視するカメラをつけます。それが光になれば双方向早いもんですから、向こうからデータのやりとりができるということから防犯カメラ、また、監視カメラということにも活用ができるのが光であります。

そういったことで、まだまだ光の活用方法はあると思いますし、もう一つですが、これはお願いをさせてもらいながら質問をさせていただきたいんですが、コロナ対策の提言の中にも1つ入れていただきましたが、やはり小中高の子どものおる家庭に対しての補助を出していただきたい。なぜかと言いますと、今のこのコロナ禍において、オンライン授業が積極的に進められてきます。我が市においてもタブレット1人1台ということで導入を進められて、来年度には進めるということですが、なぜかと言いますと、今回、このコロナで学校が休学中に高校がオンライン授業に取り組みました。私もその様子を見させていただきました。

いろいろと話を聞いておりましたら、中にはオンライン授業を受けとつても映像が止まると、先生の映像が止まるという話を聞きました。それはなぜかと言いますと、先ほどの資料で、郡上ケーブルテレビの場合でいきますと、さまざまなコースがあります。金額の小から大からありますが、何が違うかというスピードなんです。インターネットのスピードです。ちょっとごめんなさい。これは光になってからの数字ですので、光になる前の数字ですからちょっと金額は違いますけど、同じで郡上ケーブルテレビはスピードに応じて値段を決めております。1ギガ——1,000Mのこと

なんですけど、1,000Mになると6,500円。2M、車でいうと2キロで走るんだったら2,000円ですよ。そのかわり1,000キロでスピードを出すんだったら6,500円ですよ。スピードに応じて毎月の費用が変わります。

先ほどの止まったという話では、皆さん、月額費用を抑えたいもんですから安いコースに入ってみえるんです。そうするとスピードが出ないもんですから、向こうから先生の映像が来ても止まっちゃうんです。インターネットが遅いもんですから映像が追いつかないという状況であります。そういった形で、家庭の中では月額費用を抑えたいということで、どうしてもそういった遅いコースに入ってしまうんです。

これからオンライン授業も見据えた形でやっていくのであれば、こういったところに補助、またはインターネットをやられていない家庭も、当初の頃の集計でありますけど、1割、2割の方がまだ郡上市の中で、お子さんを持つ家庭の1割ぐらいの方がインターネットに加入していないというのも、アンケートの中で結果が出ておったというのが現状でありますので、例えばインターネットの加入、もしくはそういったインターネットの月額費用に補助を、郡上ケーブルテレビの加入者に対して補助は出せないかと。そうすると、やはり郡上市の情報インフラを契約してもらえる、または、例えば子育て世代にオンライン授業のために補助を出してという教育委員会だけの問題になります。だけど、やはりこれは市の全体的なことを考えて、郡上ケーブルテレビの加入者を増やすという1つの方法の情報課の案であって、教育委員会でいきますと子どもたちのオンライン授業が快適にできる方法、または、郡上市は郡上ケーブルに加入している子育て支援ということで健康福祉部にもまたいだ大きな施策になってくると思います。そんな形で、どうか小中高のお子さんがみえる家庭のそういった補助制度の新設を含めて、こういったこれからの光化について考えていただけたらと思います。

そのことも含めて、これからの今後の光の活用方法について市長に質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、お話がありましたように、せっかく光化をしたということは、おっしゃるように光化そのものが目的ではなくて、これを有効に活用するというのが眼目でありますので、これから大いに活用をしてもらいたいというふうに思っております。

この活用の方法としては、もちろん個人がいろいろ活用される場合もあるでしょうし、これまで業務としてビジネスの上でもなかなか支障があるということがありましたので、そういう点は郡上市全体にわたって大幅にこの状況が改善をされてくるというふうに思っておりますので、その点を私どもも、今、事業の完成に一生懸命になっておりますけれども、合わせてPRをしていきたいというふ

うに思っております。

それから、そのこととの関連で、特に今、GIGAスクール構想に関連した子どもさんたちが今度整備をされたパッドを家へ持って行ってオンラインでのいろんな学習をすることによって、必ずしも環境が十分に備わっていないという方もいらっしゃるということで、そうした点をどうするのかという問題提起だというふうに思います。

この点については、もちろん郡上ケーブルテレビの経営上の問題からはそうした点を配慮して、郡上ケーブルテレビの視聴者について、そういうお子さんのある所についてはいわば補助金を出すとか、いろんな制度を、サポートシステムを作るといったことが考えられると思いますが、ただ、一方、郡上市の教育という点から考えると、必ずしも小中学生の中で、先ほど来、お話の出ている民間他社のネットワークを使っておられるということもあって、そういう場合に、教育の面からしてそちらのほうは対象にはしないということがいいのかどうかという問題は、また改めて別の問題としてあるというふうに思いますので、御提言は御提言として教育委員会等の意見も十分聞いてやってまいりたいというふうに思います。

いずれにしても、先ほど来お話がありましたように、このケーブルテレビが平成16年合併以来始まって、インターネットサービスも始まったわけですが、そのころはいわゆる競合他社というものはない時代であります。一部、どんどんでき始めたんですが、最初のころはほとんど幹線道路沿いだけという形でありましたので、むしろ、それを今回こういう形で郡上市全域にわたって、私どもとすれば伝送路を張りなおすという形で大幅に改善をしたわけですが、いずれにしても、片一方では経営という問題を抱えておりますので、いろんな情勢の変化に対応をしなければいけないというふうに思っています。

ただ、これも1つの公共料金でありまして、これまでいただいていたものをこれからは非常に破格に安く恒常的にしていくということもなかなかやりにくいという面もあります。それまでに負担していた人たちに対する公平性はどうかとか、そんな問題もありますのですが、いろいろと御指摘の点はよくわかりますので検討してまいりたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) 今回、市長がコロナのことに対して、情報発信の1つとしてケーブルテレビを使って発信をされておりました。これは、見ている見えていないかという視聴率の問題ではなくて、どれだけ市民の方が見れる環境にあるのかというのが大事だと思っております。だから、やはりどうしても市民の方にはぜひ公共放送として郡上ケーブルテレビが見れる環境を整えていただきたい。

変な話、当初の目的は全戸にケーブルテレビを引くということでありましたが、今でいくと、こ

れだけ見れない方がいるという中で、本当に公共放送としていいのかという心配もありますし、一番の心配は、将来的に加入者がいなくてインフラの整備、管理だけしていかなければならない、加入料は減少していくばかり、加入料と使用料はそんなに入ってこないのに赤字補填のような形で郡上ケーブルテレビを守りしていかなきゃならないというのは一番心配でありましたので、今回、このような形で質問をさせていただきましたので、しっかりと考えていただいて進めていただきたいと思えます。

5番の最後の質問になります。

今現在は指定管理者の形でケーブルテレビの運営を行っています。今回の議会でもそのような提案が出ております。今回、コロナで外出ができませんので、よく家においてテレビを見させていただきました。ケーブルテレビも普段より、なかなか民放に比べるとみる回数は減るんですけど、やはりチャンネルを回させてもらって12番になりますと、郡上市のと思ってふとテレビを見たら、10年前、15年前の映像を流してみえるんです。話を聞きましたら、やっぱり取材にいけないからということでありましたけど、僕はすごいすばらしいと思ったんです。15年前の映像があつて、今日ちよほどほかの議員さんもみえますけど、15年前の議員さんの姿も見れるんです。皆さん若いなんて形で見ておって、なつかしいと思ったり、僕も15年前おったときにはこんなことをしとったんだとかつていう形で、本当に懐かしく見させていただくことができました。ああいったことも本当にすばらしいことだとありましてし、あれは地元の企業が、事業者が運営をやっているから早くさっと対応ができてああいう放送が流せたのかと思っております。

なかなか指定管理というものは行政主導が基本であつて、指定管理者が思うようにできないという点があると思っておりますが、こういった形で、民間事業者の方と一緒に、指定管理の事業者の方とも知恵やそんなことをやりながらやっているのは十分わかっておりますが、しかしながら、これからの郡上ケーブルテレビのあり方も含めて、このことの考え方、指定管理者でやっていかれるのかという考え方を最後に市長に質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、お話がありましたように、郡上ケーブルテレビ、平成16年の4月、ほぼ郡上市発足とともにスタートをしたということでもありますけれども、そのことはいわば情報課の職員と、市の職員が直営でやっておりました。これを平成25年だったと思えますが、4月から指定管理者制度という形で郡上ネットという、いわば郡上市もその中に出資をさせていただいておまして、地元の関係の皆さん、そして、また岐阜市にあるCCNだったでしょうか、向こうのほうで有線テレビを幅広く広域にやっておられる事業者にも入っていただいて、そういう管理主体をつくっていただいて、そこでやってまいったわけです。

これで、今年度で8年間が過ぎようとしておるわけですが、その間、私ども見ておまして、少

ない人員でよくやっていたというふうに思います。それから、こうした、特にケーブルテレビという形になりますと、地元の皆さんに親しまれる、そして、皆さんができるだけたくさんの方があのテレビに出ていただいて、私が出ているんでちょっと見てよというぐらいの感じのコミュニティ放送になっていくということが非常に大切だと思います。その線に沿って努力をさせていただいていると思います。

まだまだ、当然、質の向上であるとか、量的な問題でも、いつひねっても同じ番組を何回もやっているという形にどうしても今の状態ではならざるを得ない面もありますけれども、そうした点を改善をしていってもらえればと思っています。

番組の内容については、市民の皆さんからなる番組審議会というものもあって、いろいろ御意見はいただいて、それをきめ細かく対応をしておりますので、今後とも、その質を磨いていただきたいと思いますというふうに思っています。

ただ、今、お話がありました指定管理者制度も、一種の広い意味での公設民営ではあるんですが、もう少し違うやり方で、いわゆる公の施設としてのテレビ放送という形でない方向に切りかえている自治体もたくさんあることも承知をいたしております。

今、郡上ケーブルテレビのほうも、郡上市とそのケーブルテレビの関係者等で、そうした自治体の実例等も実際に現地へ行って調査をさせていただいているということでもあります。例えば郡上市と御縁もある市であります、大分県の臼杵市等へも行って調査をしてきたというふうに私も報告は受けております。ここですと、伝送路は10年間はそういう契約破棄をしない契約という、最近ではIRU契約というんだそうですけれども、そういう契約方式でやり、そして、放送機器等については当面は無償で貸し付けると。そのかわり、それを今後更新するときはその会社の責任でやってちょうだいというようなやり方で、今、やっているという話も報告は受けております。

郡上ケーブルテレビも、これは市と、それから、今の受け手の郡上ネットとのいろんな考え方もあると思いますので、メリット、デメリット、あるいは最後はやはり地域放送としての公共的な責任というものをしっかり果たしていけるかどうかということだと思いますし、それから、例えば機器整備等について、臼杵と同じような方式でやるとすると、あとはそれを独力でやる力がある事業者でないと困るというようなこともあると思いますので、もろもろのことを検討をしながら進めて、よりよいものにしていきたいというふうに思っています。

ただ、公設民営ありきという形で方向づけをしたわけではありませぬので、広い視野からいろいろと検討をしてみたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長（山川直保君） 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） 本日、一般質問の御答弁をありがとうございました。郡上ケーブルテレビが

しっかりと運営ができること、また、市民がケーブルテレビに加入しなければならない、郡上ケーブルテレビを見てよかった、やっぱり見なければならない、加入していなければならないというふうに思っていたでいて、脱退者がなく、たくさん加入者もおって、最終的には全戸数、全てのところに公共放送が流せるような仕組みになることが一番の願いではありますが、そんな形で、これからもしっかりとケーブルテレビに対しては取り組んでいただきたいと思いますし、また、見させていただきながらしっかりと御指摘もさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で三島一貴君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前 11時55分)

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

#### ◇ 田 中 やすひ さ 君

○議長（山川直保君） 11番 田中やすひさ君の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスの市民への精神的影響について質問をいたします。

県内では、第3波といえる状況になっています。重要視すべきは医療崩壊を防ぐことだというふうに思います。全国的に感染拡大地域の病床数が懸念されている中で、岐阜県内での病床使用率は先月末で15.7%であり、早くから感染判明者の医療機関への入院か、宿泊療養施設への入所を徹底できるように準備を進めてきたことが成功してきたと新聞でも指摘がされていました。これは、陽性者は自宅ではなく原則入所という感染拡大を防ぐ方針を徹底することを前々からやってきたことの成果といえ、先日の中日新聞にも家庭内感染につながることや急変リスクなど、自宅療養のリスクが書かれていましたが、県内では12月2日現在で0名であるとも記されていました。

一方で、県、市とさまざまな経済対策も打ちながら、地域経済を守るという点においても取り組まれており、当議会においても、さらなる補正予算を審議、可決したところであります。また、市内でも新型コロナウイルスの感染が確認されましたが、市民の皆さんは極めて冷静な対応をされており、引き続き予防に努めようと努力をされており、郡上市民として極めて誇らしいと感じています。

このような状況の中で、今回は新型コロナウイルスの市民への精神的な影響についてお尋ねをしたいと思います。

議会からも文教民生常任委員会を中心のコロナ禍の児童生徒へのケアなど以前提言し、市も取り組んでおられます。そういったことを踏まえて幾つか質問をさせていただきますが、時間の関係上、一括して質問しますので、それぞれ答弁をよろしく願いをいたします。

まず、子どもたちや若い世代への影響についてであります。

休校明けの不登校や欠席など子どもたちの状況について、また、高校生の欠席が目立つとの声を聞いておりますが、現状についてお伺いをいたします。

次に、緊急事態宣言が解除されたのちの、つまり秋にかけて全国的に自殺が急増しているとの報道を耳にしています。本市の自殺の状況やうつ病及びひきこもりの状況について把握している範囲で教えていただければというふうに思います。

私のスマホにはニュースが入ってくるようになってはいるんですけども、先月末、こんなニュースが入ってきました。28日、午後11時10分ごろ、東京都町田市の小田急線多摩川学園駅前で、80代と50代の女性2人が新宿駅行の特急電車にひかれて死亡した。警視庁町田署が29日明らかにした。2人が並んでホームから飛び込む様子が防犯カメラに写っており、自殺とみられるというようなニュースでありました。

私はこのニュースを見て、この方々がどういう思いでこういったことを選ばれたのかということにはわかりませんでした。みんなが生きるに値すると感じられる社会になって欲しいということを感じましたし、生きることが苦痛と思えるような社会を自分の子どもたちに残していきたくないということを強く感じました。1人の大人として、自分自身は令和の時代をもっと大らかでのびのびとした時代にしたいというふうに思いますし、そういう社会を子どもたちに残したいというふうに思っています。

自殺は原因が複雑かつ複合的で非常に難しい問題ですが、1つのアプローチとして、自殺者の2割が未遂者というデータもあるそうです。そういった未遂者へのケアも含めた総合的なコロナ禍での市民の精神的な影響への対策をどうお考えかそれぞれ御質問しますのでよろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君の質問に答弁を求めます。

教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） それではお答えします。

月ごとの不登校の状況は、病気やけがなどを抜いた7日以上欠席を不登校とカウントしております。市内の小中学校児童生徒の休校明けとなる7月からの不登校の状況は、7月が昨年度22人から本年度25人で3人増、ただし、本年度は7月の授業に日数が7日多いです。八、九月は昨年度33

人から本年度39人で6人増、ただし、本年度は授業日数が3日多いです。10月は昨年度31人から本年度37人で6人増、休校明けの不登校は昨年に比べ増えているといえます。

八、九月の内訳を小中別で見えますと、小学校は6人増、中学校は増減なし、10月は小学校は4人増、中学校は2人増と、小学校での増加が目立ちます。これは約3か月の休校明けのあと、学校が始まり、心や体への疲れやストレスが小学校ほど欠席に結びついていると考えられます。子どもたちにとって楽しみである宿泊研修や運動会などが中止になったり、縮小されたりしたこともある程度影響があると考えております。

高校の不登校の状況でございますが、高校は県教委直属であり、教育委員会の管轄が違うため、個人情報に関係することで詳しい内容は教えてもらえませんが、市内の高校への直接の聞き取りで、ある程度の概要は聞くことができました。

また、県下での高校での休校明けの不登校が増えているということは、全県的な傾向であるということも聞きました。まず、市内2校の高校のうち1校は例年と変わらないとのこと、新型コロナの影響により不登校が増加したとは感じられないとのことでした。もう1校は、昨年度は1日の欠席者数が平均して数人だったのが、今年度、休校明けは多いときで20人を超えるとときもあったとのことです。これは、始業式から6月まで登校できなかったことで人間関係がうまく構築できず、行事も実施できないことで新たな人間関係を築く機会も少なかったため、自分の居場所をうまく作れない生徒が増えたためではないかと推測されてみえました。現在は、家庭訪問や教育相談、カウンセリングなどの支援により改善傾向にあるとのことでした。

郡上特別支援学校高等部は、欠席等に特に変化はないとのことでした。

高校の現状については以上の様子です。

いずれにしても、新型コロナ感染症による休校や行事の中止、制限された生活などが子どもたちの心や体に影響を与え、不安定になっていることは十分に考えられます。近隣の市では、臨時休校中の家庭でのゲームやネット依存により、昼夜逆転などによる不登校や暴言、暴力事案が急増し、市のPTAが全戸に緊急の注意喚起文書を配布したところもございます。郡上市では現在のところ、そのような状況にはなっておりませんが、学校であらわれていないだけで家庭でのネット依存などの心配は十分考えられます。他市の緊急文書を全学校に伝え、各学校で指導してもらいました。また、このことは郡上市連合PTAにも伝えてあります。

郡上市の小中学校において、急増とまでいっていないのは各学校での指導、支援、家庭でのサポートのおかげであると考えます。しかし、まだまだ新型コロナは収まらず、不自由な生活が続くことを考えますと、不登校が増加していくことも心配されることとございます。

高校については、今後も情報共有に努め、中学校から由来する不登校傾向については、アドバイスなど、援助を惜しみません。先生方には子どもたちの様子をよく見てもらい、子どもたちに寄り

添うことを大事にするとともに、家庭とも連携を取って、子どもたちが安心して生活でき、学ぶ喜びも感じられるよう配慮してもらおうよう、各学校にお願いしていきます。

不登校が急増している学校には教育委員会からもスタッフを派遣し、個々のケース会議に参加するなど、サポートを継続していく所存です。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、新型コロナによります市民への精神的な影響についてお答えをいたします。

現在のところ、うつなどの精神疾患やひきこもりに関してはコロナによる影響について把握する方法がない状況です。市内の自殺の状況につきましては、令和2年の1月から10月の暫定数値で9件というふうになっております。昨年の1年間の7件を既に2件上回っております。性別で見ますと、男性が6件、女性が3件、年代別で見ますと、30代・40代合わせまして5件、80代以上4件というふうになっております。今のところ、9件の自死の原因はコロナに関係したものは把握されておられません。

自殺につきまして、国の中間分析で7つのポイントが全国的な傾向として示されています。その5つを見ますと、本年の自殺の動向は例年とは明らかに異なっている。4月から6月の自殺者数が例年よりも減少している。さまざまな年代において女性の自殺は増加傾向にある。8月に女子高校生の自殺が増加している。自殺者は依然として女性より男性が多いというように示されております。

これらの状況を市の状況と比較しますと、女性より男性が多い状況は同じであります。4月から6月の減少や女性の増加傾向、女子高校生の増加等につきましては、現在の市では該当は見られない状況です。ただ、コロナ禍により日常生活がこれまでと変化しており、感染に関する漠然とした不安感、低迷する経済への影響、そういったところは今後自殺者が増加することも懸念されるため、中間分析の残りのポイントであります自殺報道の影響と考えられる自殺の増加がみられることや、政府の各種支援策が自殺の増加を抑制している可能性があることと示された内容を含めまして、継続的に動向を注視していきたいというふうに思っております。

○議長（山川直保君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 死を選ばざるを得なかったという状況に追い込まれる、あるいは追い込まないということが非常に大事だと思っておりますが、そうした場合に、やはり相談ができる窓口というものをわかりやすく、そして、幅広く市民の皆さんに伝えていくということが大事だろうというふうに思っています。現在、私の手元のなかに、こういう1人で悩まないでというビラがありますが、この中には心と体についての相談、それから、困りごとの相談、この中には労働問題、いじめ、あるいはハラスメント、過重労働、こういったこともありますし、就職、就労、そういった内容についても相談ができるようになっていきます。また、多重債務についても同様に幾つかの相談窓

口があって相談ができるということになっておりますし、それから、SNSを通じても相談の窓口というのが開かれておりますので、そういったことについて、幅広い情報を市民の皆さんにお伝えするということがまずは大事だろうと思います。

そうした相談だけでなく、やはり新型コロナの影響であろうと思われる要因としては、実際に感染への不安が当然あると思います。それからまた、社会生活や経済活動を継続していくということについての不安もあると思う。同時に、将来どう生きていくという不安もあると思う。そういったことについては、今まで市のほうで幾つかの支援策等を打ってまいりましたけれども、そういったことについて改めて検証をしながら総合的に支えていくという体制を作っていくことが大事だというふうに思っておりますので、心の部分と全体を支えるという体制の部分の両面で何とかこの苦境を乗り越えて、死を選ばざるを得なかったということが起きないように努めていきたいというふうに思っています。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） まず、教育長がおっしゃいましたけども、やはりコロナの影響かどうかは別として、不登校等が増えているというようなお話がございました。もちろん学校は勉強をいろいろ教えていただいて、子どもたちが1日の大半を過ごす場所であって、親からすると今日1日、子どもが楽しく過ごせたのかなという部分というのは本当に一番気になるというか、自分自身が感じる部分ですので、子どもたちの心にこれからもしっかりと寄り添うような形で支援をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

また、自殺についても、副市長がおっしゃられた方向性というのは非常に私も賛同をするものでありますので、ぜひ総合的な対策をしながら、やはりこの郡上で生きてよかったなど、市民の皆さんが心から感じられるように、引き続きの手厚い支援をよろしく願いをしたいと思いますので、この質問を終わりたいというふうに思います。

続きまして、社会情勢の変化に対応した新たな施策について大きく2点質問をいたします。

市長は4期目の任期をこの議会の場でこのように述べられておりました。情勢の変化や技術革新などにも柔軟に対応しながら、持続的発展をかけたの確かな歩みと果敢な挑戦を進めなければならない極めて大切な時期であるとおっしゃいました。

質問は、この市長の御発言に基づいて、ぜひ果敢な挑戦をしていただきたくさせていただきますのでよろしく願いをしたいと思います。

初めに、午前中でも議論がありましたゼロカーボンシティについてであります。

改めて申し上げますと、ゼロカーボンシティとは、2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを表明する自治体を指します。2020年10月1日現在では157の自治体にまで拡大をしています。ゼロカーボン

シティを名乗るには、2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指す旨を首長みずから、もしくは自治体が表明すればよいことになっています。つまり、首長や自治体の意気込みの表明であり、それに向けた計画策定や議会や市民の承認といった政策的な裏づけは、現時点では伴わなくてもよいとされています。

そして、環境省は、ゼロカーボンシティを宣言した自治体への支援として、2021年度当初予算案の概算要求でゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業や地域に根差した地域再エネ事業を推進するために、再エネの最大限導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエント——レジリエントとは自然災害に強いという意味ですが——レジリエントな地域社会実現支援事業を計上をされています。

市長は先ほどの9番議員の質問の中での答弁で、ゼロカーボンシティについては、どこをどうすればゼロカーボンに向かうことができるのか検討していきたいと、検討した上でこの宣言というものを考えていきたいような答弁をされたというふうに思います。

しかしながら、今、環境省の考え方は、ゼロカーボンシティを宣言された自治体に対して、その自治体をサポートしながらどういうふうな方向性づけでその自治体がゼロカーボンを実現していくかということに対して予算措置や人材に対する支援をしていくというようなことが環境省の考え方です。

つまり、市長がおっしゃっているように、まず自分たちでどういうような方向性でゼロカーボンに向かっていこうかということを考えるということを環境省は期待してこの制度設計を作っているわけではなくて、環境省自体は、まずゼロカーボンシティに向かってほしいと、そのための意気込みとして出していただければ、我々はしっかりサポートをしていきますということがこの環境省のゼロカーボンシティの国の考え方だというふうに、私はこの制度から認識をするわけであります。

さらに、また議会にも市民の皆さんから陳情がございまして、郡上市もぜひゼロカーボンシティを宣言してほしいとの声も市民から上がっているという現状であります。

また、先日の農業振興大会で、市内で活動する多くの方々の事例発表を聞きながら、私はまさにこれはSDGsだということを感じて聞いていました。すなわち、みんなが今だけ、私だけではなくて、みんなが未来の責任を持って活動してみえ后感じました。市民の皆さんの陳情もまさに未来への責任を果たそうとする思いであるというふうに思います。

市民のこうした思いに応えるためにも、さらには環境省の考え方にとれば、郡上は今こそゼロカーボンシティを宣言すべきだと自分は思いますが、市長の御所見を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、環境省の考え方は私どももよく確認をし

たいというふうに思いますが、私が考えますに、ゼロカーボンシティという都市という名前がついているということは、この宣言は最終的にはどういうことを目指すのかということについては、それなりに取り組みのフレームといいますか、そういうものは自覚をした上でやりたいと思って、先ほどもそのような答弁をさせていただきました。

日本が2050年までにゼロカーボン、脱炭素社会、あるいはカーボンニュートラルを目指すというのは比較的日本一国としての実質ゼロということですからわかりやすいわけですが、それを、例えばさらに岐阜県はゼロカーボンを目指す、あるいはそのうちのさらに郡上市はゼロカーボンを目指すというときに、本当に誠実にその宣言に向き合ったときにどういう責任を負うのかということについて、先ほども申し上げましたように、いま少し勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、意気込みを語ればよいということであるならば、それはそれまでのことでありますし、その宣言の価値もそれまでのことだというふうに思います。そういう意味で、少し勉強をさせていただきたいと思えますけれども、いずれにしろ、先ほども申し上げたように、郡上市、あるいはこれも属地的なのか属人的なのかよくわかりませんが、郡上市民が排出する温室効果ガスというものの総量と、それから、郡上市で吸収できる、それを削減できる吸収源というようなこと、あるいはその一定の期間の中で、しからば郡上市はどれだけの温室効果ガスの削減を目指すのかといったようなことについて、ある程度スタディーをしたほうがいいのではないかとこのように思っております。

ただ、意気込みだけで、そして、また日本全体のそういう方向性に、誠心誠意、精いっぱい協力して努力しますというだけの宣言であるならば、それでも何らかのいろいろ政策的な支援をしてくれるということはいいんですが、そこはそうすると、その次何をするかということについて、あまりにも漠然としているのではないかとこのように思いますので、そうした片一方では、その中身を私たちにしっかり認識をしながら宣言をすべきではないかと私自身は思っております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 今、市長は温室効果ガスの、二酸化炭素の、カーボンの排出量とか吸収量とかの部分に関して、しっかり郡上市内で精査してスタディーする、そのスタディーに基づいて恐らく郡上市はどのような方向性で二酸化炭素、カーボンを減らしていくかということ、方向性を見定めた上で宣言をしていくことが必要だというような答弁でしたけども、先ほど私が申し上げた環境省のゼロカーボンシティを宣言された自治体に対する概算要求の支援の考え方とはどういうことかと申し上げますと、先ほど申し上げたゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業というふうなお話を申し上げましたけど、それはどのような事業かと申し上げますと、これは

まさに今、市長がおっしゃったような事業で、温室効果ガスの排出量や吸収量の実績を排出源や吸収源ごとに示したものを環境省が提供していただけると。それで、自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握、見える化を支援していくという、まさにこの事業なわけです。

市長がおっしゃっているこういうことを進めてからゼロカーボンを進めていきたいということではなくて、このゼロカーボンを宣言した自治体に対しては、そういうような、まさに市長がおっしゃったような方向性で環境省がしっかりとサポートしていただけるといいますので、一度調べていただいて郡上市の方向性を誤らないようにしていただきたいというふうに思います。

つまりどういうことかと申しますと、さらに次の質問に続いていきますが、先ほどの市長の答弁ですと、郡上市でも吸収量と排出量を比べた場合に、広大な森林面積を有する郡上市ですら、まだ排出のほうが大きい状態になっているということが先ほどの答弁でわかりましたが、郡上市でこういう状況ということは、日本全国で見渡すと、ほとんどの自治体は、今を見ても、排出量のほうが吸収量より大きいということが言えるというふうに思います。そうなった場合に、今でさえ、国の環境譲与税なんかを例えば都市部、森林環境譲与税が一番もらえるのは横浜だという話がありましたし、人口も換算されますので、ほとんど森林がないところでも人口が多ければ森林環境譲与税が投入されるという仕組みに現在はなっていると。

そんな中で、ゼロカーボンシティをこれからやっていくような自治体が増えていくとするならば、そういった自治体こそ、どうやって森林の吸収と排出の実質的なゼロを目指していくかということに相当頭を悩まされると。現在でも森林環境譲与税の使い道に関しては非常に頭を悩まされているというふうなことも聞いていますので、郡上市が今、ゼロカーボンシティを宣言して、郡上市に対してしっかりと郡上市の森林に対して投資をしていただくスキーム、さらに再生エネルギーに対して投資をしていただけるようなスキームをしっかりと作っていくと。そうすることが郡上市の森林吸収量の増加につながり、排出量の削減につながると同時に、都市部の実質ゼロもそれによってかなえられていくようなスキームができていくんじゃないかというふうに思っています。それを進めていくためにも、このスキームは非常に重要な、以前にも質問したのはオフセットクレジットとか、そういったことにつながっていくような質問だというふうに思っていますが、郡上市が今、ゼロを宣言することというのは非常に私は意味があると思いますし、そういったスキームも含めて考えながら、今環境問題が続けていくことが郡上市の先人に残していただいたこの森林の価値、山の価値というものを本当の意味で、また、私たちが本当に再認識するというか、子どもたち、孫たちにつなげていける本当の財産だったんだということがみんな感じられる、そういうような社会を作ることにつながっていくんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひこのゼロカーボンについては一層の研究をしていただき、前向きに捉えていただいて、さらに郡上のチャンスにも、そういう意味でのチャンスにもつながっていくんだということも考えながら、政策をぜひ進めていただきたい

いことをお願いしたいというふうに思います。

想定よりもしゃべりましたので、質問よりも私の思いをまずここで述べさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問に移りたいと思います。

次はテクノロジーのさらなる活用についてであります。

I C Tに始まり、ドローン、今ではM a a S、マースやC A S E、ケースなどが医療や公共交通、防災をはじめ、さまざまな社会科課題解決の手法として注目されています。一部では、ポリテクスとテクノロジーを合わせたポリテックといった造語も生まれ、政治とテクノロジーは切っても切り離せない関係は今後も加速していくと思われまます。

本市でもスマート農業等で積極的に進められており、高鷲での大根の事例とか、また、一昨日の中日新聞には白鳥町中西地区のトラクターの自動運転の体験会など、労働力不足や高齢化が進んでいる分野でのテクノロジーの活用が進みつつあります。

I C Tの活用でいえば、関市が公立保育園で保育士さんと保護者さんとの連絡帳や体調管理をアプリを用いてクラウド上で行っていくということが発表をされました。これにより、従来から課題になっている保育士さんの負担の軽減につながるのと同時に、今日の様子はどうだったかという写真などで園での子どもの様子が保護者にはわかるため、そのサービスも向上するというものであります。このように、今後はあらゆる部署、課において、テクノロジーの活用が必須になると考えます。また、近隣の自治体では、一歩進めて新たなテクノロジーの産業集積を見据えた取り組みを戦略的に行っているとの声も聞いております。

現在、市は情報化計画を進めておられますが、行政の内部の効率化がその主たる内容のように思います。今後は全庁的に課題解決及び市民サービス向上のための取り組みをぜひ行っていただきたいし、郡上のような中山間地域こそ本腰を入れて取り組むべき問題というふうに思っています。

翻って、現状は社会課題について行政職員の皆さんは非常に熟知されている一方で、テクノロジーに熟知しているとは必ずしも言えない。さらに言うと、テクノロジーを熟知している方が社会課題を必ずしも熟知しているとは限らないというような状況があつて、私はそこに溝があるんじゃないかというふうに思っています。

まずは、課題と技術が出会う場、テクノロジーによる社会課題解決のためのプラットフォームの形成をして、その上で全庁的にこうしたテクノロジーの活用を進めていくことが非常に大切だというふうに思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、テクノロジー、技術というのは日進月歩で進んでまいります。それを人間の生活、経済、いろんなものに有用に活用するということは非常

に大切なことだというふうに思います。

ポリテックという言葉をお聞きをいたしまして、私、一番最初に思い出したのが、政治に、そういうICT技術といいますか、そういうものを活用していけば、これまでの政治の仕組み、民主主義というようなものも電子民主主義というような形で、さまざまな市民の、主権者の皆さんのいろんな意向を瞬時に聞くことができるんじゃないかというようなことを唱えられた学者もおられて、そんなことも思いました。

しかし、例えばそうした技術を活用する場合には、やはり細心の注意をはらっていく必要も片一方ではあるというふうに思います。そのことで思い出しますのは、2003年に行われました可児市における市議会議員選挙の電子投票ということでございました。せっかくのそうした試みがシステムダウンによって思わぬ形で投票が滞って、多くの有権者が投票できなかった。2年後に名古屋高裁で選挙無効の判決を受けたというような苦い経験もございました。

そういうこともありますので、こうした技術というものは、安全性であるとか、公正性であるとか、透明性であるとか、いろんな形でやっていかなきゃいけませんし、そうしたことに臆病であってはいけないのかもしれない。

郡上もいろんな社会課題、産業上の課題とか、行政上の課題、そうしたものを抱えておりますが、おっしゃるように、御指摘のとおり、職員は必ずしもテクノロジーには精通をしているわけではないということでもありますので、御指摘のようにいろんな形で情報を収集する、あるいはそういったことの御存じの方に、いろんな形で接触をするという形で、少しでもいろんな郡上の直面している課題がそうした技術の助けというものをもって解決ができるように、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 例に出しました保護者の皆さんと保育園の先生との連絡帳なんかだと、そんなに難しい技術は使いませんし、すぐにやろうと思えばできることですし、非常に市民の皆さんにとっても利便性が非常に高いですし、また、申し上げましたように保育士さんの負担軽減につながりますし、保育士さんが子どもに向き合う時間もそれによってふえるということもあると思いますので、ぜひ幼稚園は教育委員会かもしれませんし、また、健康福祉部とも一緒に相談しながら、できることはすぐにやっていただければありがたいと思いますので、よろしく願いをします。

時間がありませんので大変恐縮ですが、これもまとめて質問をさせていただきます。済みません。副市長と市長に質問をしています。よろしく願いをいたします。

大きな3点目は行政改革についてでございます。

市長は4期目の市政運営に当たられる最初の議会で、任期中の行財政改革については、合併に伴う財政上の特例措置も平成30年度まで終わった今、老朽化した数多くの公共施設やインフラなどへの対応という異次元の新しい行財政上の挑戦が始まるとおっしゃっています。自分としてはすんなりと腹に入のお言葉でした。異次元とは、まさに適切な言葉だというふうに感じました。

今、さらにコロナにより先が見通せない状況の中で、いかに財源を捻出していくかは全国的な自治体の課題となっていると思います。

また、先ほど申し上げましたように、時代の変化に合わせて市民サービスの向上もまた行政改革の使命でありますし、市民の税金の友好的な活用という意味でも、また、職員の負担軽減の意味でも、コロナ禍はもともと必要であった行財政改革の必要性をさらに高めたといえると感じています。

市としても平成31年度に行財政改革大綱を刷新され、異次元への挑戦を進められようとしておりますが、来年度予算においてどのようにこれが、行財政改革が来年度予算に反映されているのか、副市長にまずお尋ねしたいと思いますし、また、日置市政も4期目を迎えられまして、これまで多くの改革等をされてきました。組織改革も行ってこられました。振興事務所の本庁支所方式への改革や市民協働センターの設置など、新たな組織の設置等も取り組まれてきました。ねらいどおりうまくいっていくところもあるかと思いますが、また、課題もそれぞれ見えてきている部分もあるかと思っています。

まさに時代の変化に応じて役割を新たに再提起していくなど、組織の機能面の見直しをする時期に来ているのではないかというふうに思っていますが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。済みません。時間がなくて恐縮です。

○議長（山川直保君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 時間がありませんので、予算編成にかかわって社会の変化にどう対応していくかという部分についてのみお答えをさせていただきたいと思います。

1つ目は、新型コロナウイルスの感染症に対応するための感染防止対策というのは当然やっていたかなければなりませんけれども、そのほかに、テレワーク、あるいはオートメーション、こういった技術の活用なども含めた働き方改革についても指示をしておりますので、そのことについて触れていきたいと。

それから、もう1点は、地域公民館、それから、地区公民館、こういった組織体制はこれからも小さな拠点づくりについてつながってきますので、それについてもきちんと問題点を整理するように指示がしてあります。

それから、もう1点は、市民協働センターの本来の役割について、これも幾つかの課題もありますので、その点についても整理をする。

それから、最後に市と郡上市観光連盟、それから、市と郡上市スポーツコミッション、こういっ

たところとの組織との連携強化、こういったことについても進めていくということが大事だと思っておりますので、改革に関して指示しているのは、このいくつかの点です。

以上です。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 市そのものの組織としての本庁支所の問題、あるいは御指摘のありました市民協働センター、あるいは産業振興のための支援センター、こうしたものについてのお尋ねであります。私もこの点については、組織というのは、当初、意図した形でミッションを与えて発足をするわけですが、そのようなミッションをきちんと果たしているかどうかという検証と、それから、もう一つは、組織というのは作ったあとに周囲の環境が変わりますから、そうすると、課題もおのずと変わるかもしれない。組織そのものは、当初はそういうことを予定していなかったことをその組織は担うべきであるという点もあるというふうに思いますので、御指摘のような点については、これは常に本来それをやりながら進んでいくべきものだと思いますが、ここで改めてそうした問題を非常に大切な事項として、念頭に置いて、点検をしてみたいと思います。

（11番議員挙手）

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 済みません。時間がなくて。答弁をしていただきましてありがとうございました。また、早口で申しわけありませんでした。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で田中やすひさ君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

（午後 1時40分）

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

---

◇ 原 喜与美 君

○議長（山川直保君） 8番 原喜与美君の質問を許可いたします。

8番 原喜与美君。

○8番（原喜与美君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は2点についてお伺いをいたしますが、よろしくお伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、民俗資料を中心とした文化施設の利用状況と今後のあり方ということで、お伺いを

いたしたいと思います。

市内には、市内各地の歴史や史跡、それに、いにしえからの文化風習を語る民俗資料などを収蔵し、展示、紹介している施設が幾つかございます。

高鷲には、満州開拓にかける先人たちの苦難の道のりを紹介しました高鷲開拓記念館がございます。

また、白鳥には、白山振興とその文化を中心としました白山文化博物館がございます。

また、大和には、東氏の和歌を中心としました古今伝授の里フィールドミュージアムがございます。

八幡には、水と踊りの町を表現をされました郡上八幡博覧館がございます。

美並には、円空修行僧を中心とした美並ふるさと館がございます。

また、和良には、天然記念物のオオサンショウウオをメインとした和良歴史資料館がございます。

また、明宝には、明治より昭和にかけての地域の生活文化を紹介する、実に4万点を超える民俗資料が展示されております明宝歴史民俗資料館がございます。

合併する前の旧7か町村に1か所ずつ代表すべき民俗資料などを紹介した施設があります。どの施設もそれぞれ地域の特徴、また、特色を持ち、重要文化財やその地域の歴史民俗文化の資料が展示してあり、先人たちの当時の生活と風情を知ることができる大切な展示施設であります。

このほかにも市内には類似しました施設が幾つかありますが、こうした施設を中心に、今回、お伺いをいたしたいと思います。

これらの施設は、その地域限定の独特の展示物や展示内容であることがすばらしく、また、興味深いものがございます。共通点としましては、地域の民俗資料などの展示がどの施設にもあるようでございます。これらの収蔵展示物は貴重なものが多く、後世へ継承していかなければならない歴史的な史実や、また、重要な文化財であります。これほどの内容の展示をしてあることに感銘を受けるとともに、本当にすばらしく感じ、また、地元の誇りとしております。

そこで思うことでございますが、これほどの施設でありながら、実は入館者数の少ないことあります。八幡の博覧館を除けば、1日の入館者数が10人を下回る、少ないところでは、二、三名というふうな状況と聞いております。これだけの資料を集め展示しながら、入館者の方が少ないというのは、あまりにも残念でなりません。市民の皆さんで一度も入館されたことがないという方もあるのではと思われます。せっかくの貴重な資料も、見ていただければ意味がなく、まさに宝の持ち腐れということになりかねません。

市外の方々にも来場してもらうことは大切なことですが、せっかくですし、市内の方々に見ていただき、郷土の歴史や文化に触れていただきたい、そのように思うわけでございます。

学校の教材としてもすばらしいものがあり、既に実施をしてみえると思いますが、小中学校のと

きに少なくとも一度は入館をさせて見学をさせるということが必要と思われま

す。これらの件につきましては、実は平成29年6月の議会で7番議員が同様の質問をされておられま

すので、その後の状況を踏まえてお伺いをいたしたいと思っております。

市としては、これまでもいろいろな対策を講じられてこられたと思いますが、まずは1人でも

多く、私はまず市民の皆さんにも見ていただきたい、かように思うわけでございます。

どの施設も、申し上げましたように、ふるさとの歴史文化を知る上では貴重な展示ばかりであり

ます。施設を巡るスタンプラリーや、または郡上学でも施設めぐりはされておろうかと思いますが、

ふるさとの歴史文化を知ろうと題して市民サービスデーを設け、もし何でしたら無料での見学会な

ど、そうした対策も講じていただきまして、入館者の増大を図っていただきたい、そのように考えま

すが、現状での対策はどのようにお考えかお伺いをまずいたします。よろしくお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それではお答えをさせていただきたいと思

います。

初めに、市内の文化施設、いわゆる博物館等でございますが、この活用状況について回答をさせ

ていただきます。

まず、小中学校の利用状況についてでございますが、市内全ての学校で社会科学習やふるさと学

習において、議員が御紹介されたような地元の文化施設を訪れたり、また、学校によっては、地域

をまたぎまして市内の文化施設を訪れて学習に活用をしております。

小学校の社会科では、主に3年生の昔の暮らし、あるいは昔の道具についての学習で活用したり、

民俗資料についても、手に取ってその使い方などを学習しています。また、小中学校のふるさと学

習では、郡上や地域の歴史の学習などでこれらの施設を活用をしております。

ちなみに、児童生徒の授業での文化施設、商工観光部所管の郡上八幡博覧館も含みますけれども、

その利用状況をちょっと調べてみました。把握できている範囲で確認しましたところ、本年度は新

型コロナウイルス感染症の影響もございまして例年よりは少ない状況でありますけれども、平成30

年度から本年度の3か年に、小中合わせて延べ約2,400人が利用しております。うち、昨年度、令

和元年度は、小中合わせて約1,050人という利用になっておりまして、3年間では最も多い状況と

なっております。

今後も可能な限り学習の中でこれらの施設を有効に活用してまいりたいと思

います。

それから、教育委員会のほうでもいろいろ行っておりますが、教育委員会が主催する放課後子

ども教室、これは主に土曜日に開催をしておりますけれども、この放課後子ども教室でも次のよう

施設を活用しております。

例えば平成29年度は「ひるがの高原湿原トレッキングと開拓の歴史」というテーマで、高鷲開拓

記念館を訪れました。それから、「作ってみよう延年の花」というテーマの学習の中では、白山文化博物館を訪れました。また、子ども鮎講座「郡上の鮎はなぜおいしいの?」、こういう講座では、和良歴史資料館を訪れました。

平成30年度は、ちょうど明治150年ということに当たりまして、「明治探検!八幡城下ウォークラリー」ということで、郡上市歴史資料館ですとか、郡上八幡楽藝館を訪れました。

昨年度は、「観光列車ながらに乗ろう!」というところで、行先の1つとしまして、白山文化博物館を訪れさせてきました。

また、この放課後子ども教室では、郡上の自然、産業、文化、歴史について体験を通して学ぶことを目的としておりまして、郡上かるたを活用して学んでおります。このことから、今後はかるたの読み札に出てまいります篠脇城跡と古今伝授の里フィールドミュージアムの組み合わせ、あるいは星宮神社と美並ふるさと館という組み合わせによる見学も計画をしております。

次に、一般の方に向けてですけれども、まず、教育委員会の所管する文化施設をお値打ちに利用していただける年間パスポート券というものがございます。これは広く紹介をしていきたいと思っておりますが、1枚1,000円で年間、どの施設も何遍も入っていただけるわけでございますけれども、まだ販売枚数が多くありませんので、市民の皆さんや市外の方にもぜひ知っていただくように、広報誌ですとか、ホームページなどを活用して販売促進のための周知を行ってまいりたいと思っております。

また、市民の皆さんを対象としたサービスデーとしまして、文化の日には施設の無料開放を行っております。今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点もありまして、例年行われている県下一斉での周知への参画ですとか、市独自で行っております郡上ケーブルテレビでの文字放送によるお知らせができませんでしたが、今後は市民の皆さんに利用していただけるように、さらにPRの強化に努めてまいりたいと思っております。

市内の文化施設につきましては、それぞれ旧町村当時の地域の特色を生かした施設となっております。その中で企画展や講座を開催したり、あるいは文化財保護協会が中心となった資料の活用や学習会なども行われております。

教育委員会としましては、魅力ある施設として、入館していただく方が増えるように各施設のテーマに沿った企画展、講座やイベント等の開催、各施設を回るスタンプラリーなど体験交流型の事業を計画したり、各施設が相互に連携した積極的なPRを行い、重点事業としまして、1人でも多くの方に入館していただけるように努めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保君) 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) 御答弁ありがとうございました。

いろいろな施策を講じておられるということでうれしく思っておりますが、今、お話もございま

した年間パスポート等につきましては、もっと宣伝をしていただければありがたいと思いますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、次の質問に入りますが、次に、これらの施設の将来的な展望、この将来的というのは遠い将来ということでお考えいただきたいと思うんですが、その対策についてお伺いをいたします。

当面は、今、お話がありましたように、せつかくの施設でございますので入館者数の増加対策に強化していただきまして、1人でも多くの市民の皆さんや観光客の皆様方に見てもらふ対策を検討していただくということでもよろしく願いをしたいと思います。

どの施設も、何度も申し上げますが、その地域の特性と特徴を兼ね備えた施設であり、それぞれ趣もあり、失いたくないものばかりでございます。その地域の特徴は残しておくべきということを思います。先ほど申し上げましたように、私は遠い将来を見据えたとき、今後の人口減少などを考え、全ての公共施設にこれは言えることでございますが、今回、取り上げる類似の施設も含めまして、文化的展示施設についても、ある程度集約をするのが必要ではなかろうかと。集約をして保管管理と展示を行うことが理想と思います。郡上は1つでありますから、類似施設を含め、全てを分別、調整して、市内の一、二か所にできれば集約し展示する方策へと転換していかねばならないことを思います。

市の公共施設適正配置計画が今年の4月にまとめられました。このつづりでございますが、この中に、これらの施設の将来計画も事細かに詳細にわたって、調査、計画が立てられております。関係者の皆さんの御努力に感謝をするところでございますが、まずはこの計画に基づいて進めていただくことはもちろんであります。先ほどもおっしゃいましたように、類似施設も含めまして、同系列——同系列というのは同じようなものということなんですが、その内容や資料は早めに集約し、地域の独特な特性、特徴を持ったものについても、順次、分類調整を行って集約し、内容に説明を加えて展示することとして、常時展示する必要のないものは収蔵庫への収納ということも検討をし、同種類の資料、物品等については、選別または整理することによって、展示スペースの確保や入館者の興味をひくような展示方法などに考慮すべきと考えるわけでございます。

展示物の中には、歴史的な価値の高いものや重要文化財など、極めて貴重なものなど、いろいろな特徴がありますので、とりわけ歴史的評価の高い資料や重要文化財などにつきましては、かけがえのない資料でございますので、文化財保護に関する法に従って、しっかり保存を目的として将来へ引き継いでいくべきと考えます。

適正配置計画の中で生じる、いわゆる各種の空き施設も出てこようかと思えます。そういった施設の有効利用も考慮し、展示にこだわらず、保管、保存ということも検討の1つとして整備をしていただきたいというふうに思います。

市のこの適正配置計画でございますが、この計画の中には、この施設につきましては、令和10年

までのいわゆる10年間の計画でございます。それ以上の長期的な観点はまだ見据えておみえにならないということでございますが、私は最終的には目標というのも一応検討をし、その最終的な目標に向かって、順次、作業を進める必要があるということで、長期的という言葉申し上げておるところでございますが、国や県などの重要文化財につきましては、特に市内の一、二か所に集約して、そして、法に沿った内容での施設での展示が必要であり、こうした件につきましては、先ほど申し上げました7番議員が質問をされておまして、市のほうからも答弁もそのときにお聞きはいたしております。

この適正配置計画の中では、継続または検討をするという表現でございまして、具体的な表現はまだ載っておりません。長期的展望に至ったとき、最終的な目標を見据えた上でどのように進めていかれるのかお聞きをいたしたいと思っておりますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それではお答えをさせていただきます。

郡上市公共施設適正配置計画では、文化施設、博物館施設等でございますけれども、その説明の中で、郡上市の歴史遺産、郷土の歴史民俗等を後世に引き継ぐ役割は行政の使命であることから、基本的には博物館と施設は継続するとされています。また、施設の安全性、必要性、有効性と管理運営の効率性の視点からの検証により、それぞれその機能と施設——建物ですが、その建物自体について、先ほど議員がおっしゃいましたような継続、移転、廃止の方針が定められております。

そして、施設については、計画に定めるスケジュールに基づいて、それぞれの方針をもとにした個別保全計画の策定や収蔵資料の方向性について、令和3年度をめぐりとして検討を進めております。このような中で、各地域の代表的な文化施設はこれからも地域の活性化の拠点の1つであるべきと考えております。

先ほど議員の御紹介された施設のことも少し触れさせていただきますが、例えば八幡町では郡上市歴史資料館は市全体の資料収集及び調査研究の拠点、それから、郡上八幡楽藝館は文化芸術の発信拠点、郡上八幡まちなみ交流館は郡上八幡の町なみや郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区を紹介する拠点施設であります。

大和町の古今伝授の里フィールドミュージアムは東氏の歴史文化を紹介する重要な施設であり、今後は東氏入部800年、古今伝授550年の節目の記念事業の推進ですとか、発掘調査が進んでおります篠脇城跡の学術的価値を紹介する上でも重要な施設として捉えております。

白鳥町の白山文化博物館、白山瀧宝殿は、白山文化のすばらしさを紹介し、加えて白鳥町北部地域を巡る拠点である施設であるとともに、あゆパークと連携して、長良川の自然や白山ユネスコエコパークを紹介し、この地域に多くの人々が訪れるための情報発信を行う施設を目指しております。

全ての施設について申し上げたわけではございませんが、それぞれの文化施設は地域の特色をあ

らわし、地域を紹介する中心的な施設となりますので、多くの皆さんに触れていただけるよう、最初の御質問に対する回答の中でも申し上げましたように、魅力アップに努めてまいりたいと考えます。

原議員からは今後の文化施設の長期的な展望に立って文化施設の集約をとという御提案でございますが、冒頭に申しましたように、今後、公共施設適正配置計画の方針とスケジュールに基づく検討を進めるに当たりまして、それぞれの文化施設の地域活性化の拠点としての活用性ですとか、その土地にあつてこそ価値があるという場合もありますので、そういうことも踏まえた上での施設のあり方、また、資料等の整理と集約、活用方法についての検討を進めていきたいと考えております。

なお、資料等の整理や集約に当たりましては、学校施設等の公共施設の見直しに合わせ、施設の効率的な運用を考慮した上での活用ができないか、市民の皆さんの御意見も聞きながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保君) 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) ありがとうございます。いろいろと施策を講じていただけるということで安心をいたしました。

私が特にお伺いしたかったのは、御答弁にもありましたが、あまりにも似たような施設が市内に幾つかあるということで、特に歴史につきましては、郡上の歴史は1つでございますので、観光客の皆さんに見ていただくとなると、ある程度集約して、そこで1か所で見えていただけるというようなことも将来的には検討していただきたいというような意味から御質問をさせていただきましたが、そうした検討をされておられるということで、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、この問題、質問につきましては終わらせていただきます。

次に、特別天然記念物、「石徹白のスギ」の登り口の石段の損傷に伴う対策についてでございます。

国の特別天然記念物であります「石徹白のスギ」が、石徹白の中居神社より林道を7キロほど登った先に駐車場がありますが、その駐車場より銚子ヶ峰、また、別山を經由して白山へ登るいにしえの白山登山道、美濃禅定道でございますが、この登り口がございまして、その登り口を上がったところに天然記念物の杉がございまして。

その駐車場から伸びております登山道の登り口から杉までの間が420段の石段となっております。勾配もかなり急なことから、石段でなければ登れない状況でございまして、この石段は相当以前より設置をされているようでございまして、経年劣化もあらわれております。私の記憶でございますが、50年ほど前は別ルートでつづら折りの登山道がつけられていたことを思い出します。したがって、この石段はその後に作られたと思いますので、相当年数も経過しているのではないかというふ

うに思われます。

私は実は県の委嘱を受けまして、「石徹白のスギ」の巡回を行っております。巡回でこの石段を毎月登っておるんですが、そこで気づきましたのが、今、申しあげました石段の損傷のことです。この石段の損傷はもう数年前より既に始まっております、当初は石徹白地区の清掃登山、これは大杉を経由いたしまして銚子ヶ峰まで行く登山道の草刈り作業ということですが、その清掃登山が毎年行われておりました。その際に私も参加をさせていただきまして、石段を直したことがあるんですが、その後は全く手がつけられなくなり、現在は損傷箇所も増え、荒れ放題となっております。

地元の方々に相談をいたしましたが、あの地域は国立公園内であります。そういうことから、関係機関の厳しい規制もあり、また、予算的にもなかなか大変だということで、地元としては修繕の予定はされておられないようでございます。したがって、損傷はひどくなる一方で、危険な箇所も目につくようになりました。

私も自身の立場から、県にもその報告をいたしておりますが、明確な返答はありません。私はこの損傷箇所の修繕もさることながら、「石徹白のスギ」を見物に来られる観光客の方や、また、登山者が多数見えます。この方々がこの石段を登っておられるわけでございますが、万一、観光客の皆さんや登山者でけがをされた場合の、それを心配をしておるわけでございます。けがが軽傷で済めば心配はないかもしれませんが、重傷者が出て大変な事態が発生した場合に、そういう場合を想定しますと、本当に心配でなりません。

国立公園内であることと白山登山道の南縦走路でもあり、先ほど申しあげました美濃禪定道としての位置づけがなされておりますので、自然公園法では国立公園は国の管理下となっているようであります。私は、国の管理下ということではございますが、この石段が市内に位置することから、市としてのすべきことはあるのではないかとということで心配をし、その対策につきましてお伺いをするわけでございますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） それではお答えをさせていただきます。

白山国立公園内にある登山道、白山南山稜線、美濃禪定道は岐阜県が管理する施設でありまして、議員が言われましたように、その登山道は白鳥町石徹白の登山道入り口から銚子ヶ峰を超えて高山市荘川の三ノ峰までの総延長約8.5キロでございます。

現在の登山道は、県の自然公園施設整備台帳によりまして、昭和42年、43年度にどうも新設をされたようでありまして、その後、平成3年度に登山道の入り口から「石徹白のスギ」までを当時の白鳥町が石段、石畳に整備し、現在に至っているようでございます。

あの登山道の入り口には、白山自然保護管理事務所によって登山者等のカウンターが設置をされ

ておりまして、そのカウント数は毎年2,000回以上をカウントするというように、多くの方がこの登山道を利用されておられます。

登山道の維持管理につきましては、昭和52年に県と当時の白鳥町が管理委託契約を交わしておりまして、現在は市が石徹白自治会にパトロールや草刈り、そして、ごみ拾い、倒木伐採や簡易補修などの管理を委託しているところでございます。

登山道の修繕につきましては、今、申し上げました維持管理の委託範囲内で行えるものは実施をしているわけですが、それ以外の、なかなか修繕ができないというものにつきましては、管理する国、県が実施をしております、昨年度、改修が完了しました白川村の平瀬の登山道でございますが、こちらのほうは国が管理する登山道であるということで、環境省が県に工事を委任し、5年計画で完成されております。

御指摘の石段の損傷につきましては、管理者である県に既に報告を行っているところでございます。そうしまして、修繕の規模やその内容等について、県の来年の予算の範囲内において実施ができるかどうか、今、調整中でございます。

また、市としましては、現在の状況を利用者に知らせるために、石段に損傷がある旨を登山道の入り口付近に掲示をいたしまして、注意喚起を行っているところでございます。

市内に位置するこの白山南山稜線、美濃禅定道は郡上市から白山へ登山道として重要な施設であります。このことから、毎年、環境省と県、石徹白自治会及び市の各関係者による白山国立公園岐阜県石徹白地区地域連絡会が年に2回、この郡上市で開催されております。その中で、修繕要望や管理の課題などの検討をしているというところでございます。

今後におきましても、関係機関と連携を密にいたしまして、登山道の環境保全、そして、安全維持等に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長（山川直保君） 原喜与美君。

○8番（原喜与美君） 御答弁ありがとうございました。

県の管理下ということでございまして、市としての管理の責任はないかもしれませんが、今、部長の答弁にもございましたように、市内にあるところでございますので、市としてのやるべきことだけはしっかりと行っておいてほしいということで、よろしく願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

少し時間を残しましたが、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2時22分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 清 水 敏 夫